

# 川崎町地域福祉計画

～改定版～



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ

令和6年3月

川崎町

# 目次

|   |       |
|---|-------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....               | 1～6   |
| 1. 計画策定の趣旨と背景 .....                       | 1     |
| 2. 地域福祉計画について【参考】社会福祉法より抜粋 .....          | 2～4   |
| 3. 計画の位置づけ（他の計画との関係） .....                | 5     |
| 4. 計画の期間 .....                            | 6     |
| 5. 計画の策定体制 .....                          | 6     |
| <b>第2章 地域福祉を取り巻く川崎町の現状と課題</b> .....       | 7～28  |
| 1. 統計から見る本町の現状 .....                      | 7～16  |
| 1) 人口 .....                               | 7     |
| 2) 世帯 .....                               | 8     |
| 3) 要介護・要支援認定者 .....                       | 8～9   |
| 4) 障がいのある人 .....                          | 10～11 |
| 5) 出生 .....                               | 12    |
| 6) 生活保護 .....                             | 13    |
| 7) 老人クラブ .....                            | 13    |
| 8) 福祉・ボランティア団体登録状況 .....                  | 14～16 |
| 9) 民生委員・児童委員（主任児童委員）数 .....               | 16    |
| 2. アンケート調査結果の概要 .....                     | 17～28 |
| 1) 『川崎町の町政に関する意識調査』（第6次川崎町総合計画） .....     | 17    |
| 2) 集計結果 .....                             | 17～28 |
| <b>第3章 計画の理念と目標</b> .....                 | 29～30 |
| 1. 計画の基本理念 .....                          | 29    |
| 2. 計画理念・基本目標・施策の方向・必要な施策 .....            | 30    |
| <b>第4章 具体的な取り組み</b> .....                 | 31～49 |
| <b>基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり</b> ..... | 31～36 |
| <b>施策の方向 1) 住民が主体となった地域課題解決への支援</b> ..... | 31～33 |

|   |                  |
|---|------------------|
| (必要な施策) ①地域の社会資源を活用した拠点づくり .....        | 3 1              |
| ②老人クラブ活動への支援 .....                      | 3 2              |
| ③見守り活動の推進 .....                         | 3 2              |
| ④日常生活上の支援体制充実への支援 .....                 | 3 2 ~ 3 3        |
| ⑤地域で支える子育て支援 .....                      | 3 3              |
| ⑥共同募金運動の推進 .....                        | 3 3              |
| <b>施策の方向 2) 福祉のまちづくりの推進 .....</b>       | <b>3 4 ~ 3 6</b> |
| (必要な施策) ①福祉のまちづくりの普及・啓発 .....           | 3 4              |
| ②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進 .....          | 3 4              |
| ③バリアフリー化の情報提供 .....                     | 3 5              |
| ④障がいを理由とする差別の解消 .....                   | 3 5              |
| <b>施策の方向 3) 災害時の福祉支援 .....</b>          | <b>3 6</b>       |
| (必要な施策) ①避難行動要支援者対策の推進 .....            | 3 6              |
| ②福祉避難所の開設・運営支援 .....                    | 3 6              |
| <b>基本目標2 地域福祉を支える人づくり .....</b>         | <b>3 7 ~ 4 2</b> |
| <b>施策の方向 1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援 .....</b> | <b>3 7</b>       |
| (必要な施策) ①地域住民参画への支援 .....               | 3 7              |
| ②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり .....           | 3 7              |
| ③ボランティア活動への支援 .....                     | 3 7              |
| <b>施策の方向 2) 地域で活躍する人材の確保 .....</b>      | <b>3 8</b>       |
| (必要な施策) ①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成 .....     | 3 8              |
| ②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発 .....         | 3 8              |
| ③地域の子育て支援人材の養成 .....                    | 3 8              |
| <b>施策の方向 3) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上 .....</b> | <b>3 9</b>       |
| (必要な施策) ①福祉に関わる人材の養成と資質の向上 .....        | 3 9              |
| ②社会福祉施設等職員の研修事業の実施 .....                | 3 9              |
| <b>施策の方向 4) 福祉の職場への就業促進 .....</b>       | <b>4 0</b>       |
| (必要な施策) ①福祉人材の就職支援 .....                | 4 0              |
| ②福祉人材への修学資金貸与等の利用への促進 .....             | 4 0              |
| ③福祉の仕事の理解促進 .....                       | 4 0              |
| <b>施策の方向 5) 福祉の職場への定着促進 .....</b>       | <b>4 1</b>       |
| (必要な施策) ①キャリアパス制度の普及・啓発 .....           | 4 1              |
| <b>施策の方向 6) 人権意識の普及・啓発 .....</b>        | <b>4 2</b>       |
| (必要な施策) ①人権意識の普及・啓発 .....               | 4 2              |
| ②福祉を担う人材への人権研修 .....                    | 4 2              |

|  |       |
|--|-------|
| 基本目標 3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり .....              | 43～49 |
| <b>施策の方向</b> 1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備 ..... | 43～45 |
| (必要な施策) ①関係機関の相談、情報提供体制の充実 .....               | 43～45 |
| 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制 .....            | 44    |
| 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 .....                     | 45    |
| <b>施策の方向</b> 2) サービス利用における権利擁護の推進 .....        | 46    |
| (必要な施策) ①日常生活自立支援事業の推進 .....                   | 46    |
| ②成年後見制度の利用促進 .....                             | 46    |
| ③福祉サービス第三者評価事業の活用の促進 .....                     | 46    |
| <b>施策の方向</b> 3) 分野横断的な課題への対応 .....             | 47～49 |
| (必要な施策) ①生活困窮者への自立支援 .....                     | 47    |
| ②虐待などへの共通的な対応 .....                            | 47    |
| ③住宅確保要配慮者への支援 .....                            | 47    |
| ④就労に困難を抱える人への支援 .....                          | 48    |
| ⑤共生型サービスの展開 .....                              | 48    |
| ⑥自殺対策の総合的な取り組み .....                           | 49    |
| <b>施策の方向</b> 4) 苦情解決体制の整備 .....                | 49    |
| (必要な施策) ①運営適正化委員会による苦情解決制度の利用への支援 .....        | 49    |
| ②国民健康保険団体連合会による苦情処理業務の利用への支援 .....             | 49    |
| <b>第5章 計画の推進体制</b> .....                       | 50    |
| 1. 計画の推進体制 .....                               | 50    |
| 1) 計画の周知・啓発 .....                              | 50    |
| 2. 協働による推進体制 .....                             | 50    |
| 1) 町・社会福祉協議会の連携強化 .....                        | 50    |
| 2) 関係機関との連携強化 .....                            | 50    |
| 3) 計画の進捗状況の管理・評価 .....                         | 50    |
| <b>【資料編】</b> .....                             | 51～56 |
| 1. 川崎町保健福祉推進協議会設置条例 .....                      | 51    |
| 2. 川崎町保健福祉推進協議会委員名簿 .....                      | 52    |
| 3. 計画の策定過程 .....                               | 52    |
| 4. 用語集 .....                                   | 53～56 |

【文章中の下線（破線）を引いた箇所の説明です。】

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨と背景

地域福祉が目指すのは、安心して、地域社会の一員として、生き生きと暮らし続けることができる、豊かであたたかい地域社会づくりです。

具体的には、1点目、地域で暮らしている人は、誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合わなければなりません。年をとっても、障がいがあっても、個人として尊重され、地域で生活できるようにするために、誰でも必要なときに、質のよい福祉サービスを気軽に利用できるようにすることです。地域福祉を推進していく上で最も大切なのは、「一人一人の人権を最大限に尊重する」という視点です。

2点目、地域住民一人一人の福祉課題・生活課題は、複雑・多様化が予想され、制度や施策の有無に関わらず、積極的かつ柔軟に応じていくという姿勢が求められます。今後は、更に保健・医療・福祉サービスや生活環境サービスとの連携を図り、生活支援の包括的サービスを実現することが重要であると考えます。

3点目、社会的孤立、孤独、社会的排除などの課題に取り組み、地域社会における「つながり」を再構築し、共存・共生の福祉文化をもつ地域づくり、福祉のまちづくりをすすめることです。

4点目、地域のあらゆる住民が役割を持ち、多様な関係機関と協働・連携しながら、お互いに支え合う地域づくりをすすめることなどの施策が必要と考えます。また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指すものです。

このたび策定する「川崎町地域福祉計画」は、人と人とのつながりの再構築を進めながら、誰もが安心・安全に暮らしていくための条件を整備し、福祉サービスの実施主体である行政はもとより、地域住民、福祉団体、行政区長会、老人クラブ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協働により、地域の多様な主体が参画していくための方針を示すものです。

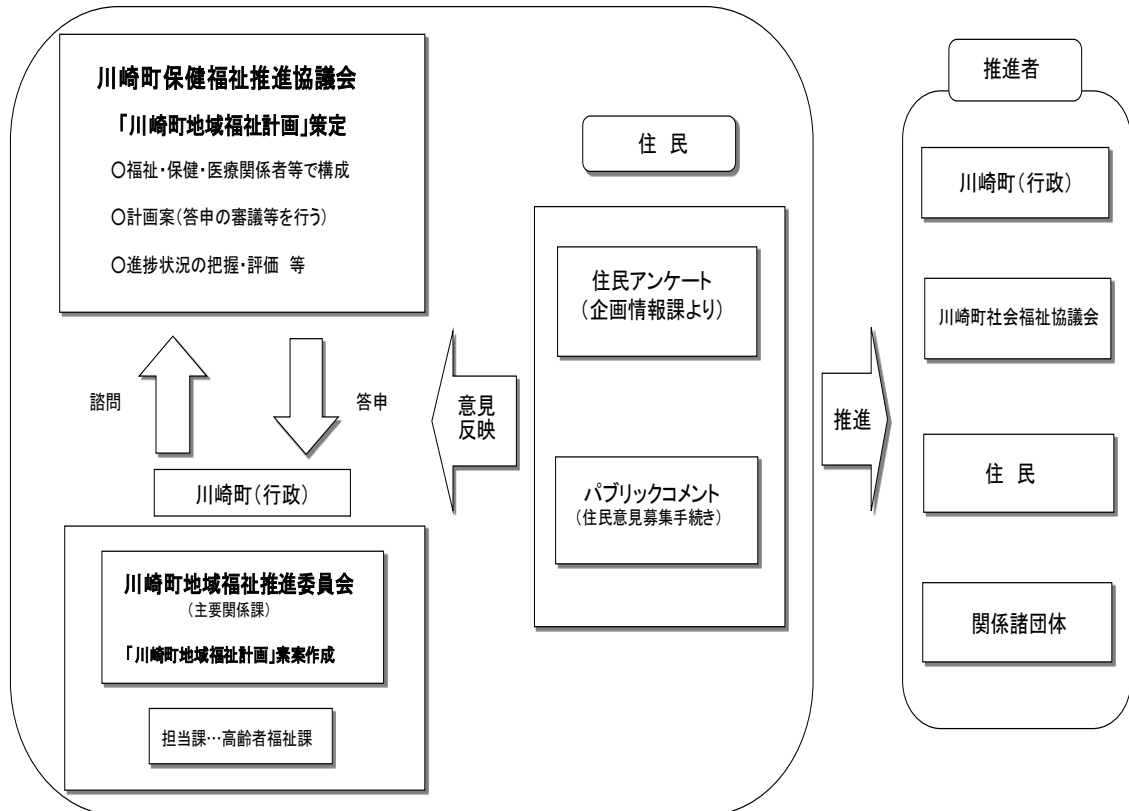
本計画を推進することにより、住民誰もが安心して幸せに暮らせる町へ、『ReBorn! 川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ（第6次川崎町総合計画より）』を将来像として、これからも住み続けたいと感じられる地域の実現を目指します。

## 2. 地域福祉計画について

平成12年（2000年）に社会福祉の基本法である社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、地域福祉の推進が明確に位置づけられるとともに、市町村においては、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」の策定が規定され、平成23年3月に「川崎町地域福祉計画」を策定しました。その後、平成29年3月「川崎町地域福祉計画に係る具体化策に関する提言書」を川崎町保健福祉推進協議会より、町へ提出しました。

平成30年4月社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、市町村地域福祉計画の策定は、任意とされていたものが努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。また、法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。その結果、法改正分の追加及び見直しなどを行い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、「川崎町地域福祉計画」を策定することとしました。

### 川崎町地域福祉計画策定・推進・評価の全体像



## 【参考】 社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流することができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## 2 略

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

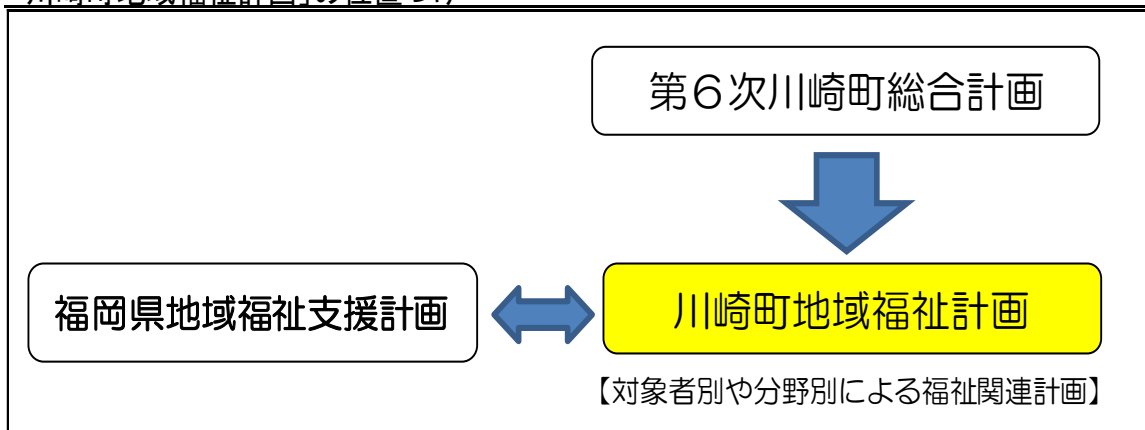


### 3. 計画の位置づけ（他の計画との関係）

本計画は、「第6次川崎町総合計画」【令和2年～11年】を基に、その地域福祉分野を推進するための基本的な計画とし、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。総合計画は、本町の将来のあり方を展望し、町民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに総合的な行政運営の指針となり、今後のまちづくりの基本指針となるものです。なお、本町には、「川崎町高齢者保健福祉計画（高齢者福祉課）」、「川崎町人権施策実施計画」・「川崎町男女共同参画プラン（人権推進課）」、「川崎町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（住民課）」、「川崎町健康増進計画・川崎町自殺対策計画・第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画・川崎町子どもの未来応援計画（健康づくり課）」、「川崎町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画・第3期障がい者福祉基本計画及び第4期障がい福祉計画（福祉課）」、「川崎町公共施設等総合管理計画（企画情報課）」等といった、高齢者、障がいのある人、子育て、保健医療などの各分野の計画があり、国におけるさまざまな法改正などに留意しながら、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを掲げ、推進しています。

本計画は、これらの計画に基づき施策を推進していく上で共通する考え方やその基本的な方向を定めるものとします。

「川崎町地域福祉計画」の位置づけ



#### （参考）「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」

社会環境の変化や基礎調査、住民アンケート調査や住民ワークショップ等の結果を踏まえ、新たな「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」が策定されています。また、「第2次川崎町総合戦略」は、総合計画で定める計画のなかでも「雇用」や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」分野の取り組みを重点的に進めることを目的に策定し、総合計画における主要施策として位置付け、一体的に考え、両計画は本町において、最上位計画となっています。

#### 4. 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年計画とし、3年で計画の評価や一定の見直しを行います。

策定後は計画の推進状況の評価・検証を行うとともに、法律や諸制度の変更や社会情勢の変化を踏まえて必要に応じて計画内容の見直しを行います。

| 令和3年度<br>(2021年度)  | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|  |                   |                   |                   |                   |
|  |                   | 評価・見直し            |                   | 計画の見直し            |

#### 5. 計画の策定体制

##### (1) 川崎町保健福祉推進協議会の設置

本町の地域福祉を取り巻く現状について協議し、本計画の策定及び推進に関する審議を行う場として、「川崎町保健福祉推進協議会」を設置しました。本協議会は、学識経験者、保健福祉関係団体・医療機関・議会の代表等から構成されています。

##### (2) 地域福祉計画策定に関するアンケートの実施

「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」を策定するため、町民に町政に対する考え方や意見を聞き、まちづくりの方向性や諸課題への対応を検討するうえでの基礎資料として、令和元年8月9日～8月27日、10月1日～10月16日にかけてアンケート調査を実施しました。また、アンケート結果については、本計画策定の基礎資料としました。

##### (3) パブリックコメントの実施

令和2年11月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

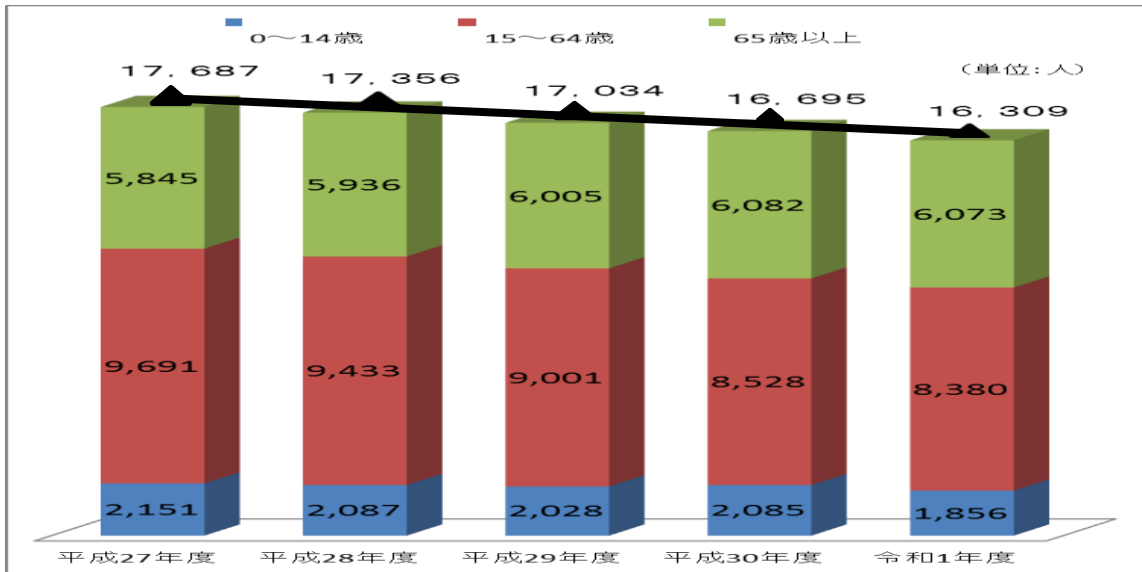
## 第2章 地域福祉を取り巻く川崎町の現状と課題

### 1. 統計から見る本町の現状

#### 1) 人口

本町の平成27～令和元年度人口推移をみると、総人口と年少人口（0～14歳）と生産人口（15～64歳）は減少していますが、高齢者人口は増加及び横ばい状況で、令和元年3月末現在で6,073人、高齢化率は37.2%となっています。

#### ■人口の推移



|                      |        | 平成27年度<br>(2015年度) | 平成28年度<br>(2016年度) | 平成29年度<br>(2017年度) | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和1年度<br>(2019年度) |
|----------------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 総人口                  | 人口(人)  | 17,687             | 17,356             | 17,034             | 16,695             | 16,309            |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 98.1%              | 96.3%              | 94.4%              | 92.2%             |
| 年少人口<br>(0～14歳)      | 人口(人)  | 2,151              | 2,087              | 2,028              | 2,085              | 1,856             |
|                      | 構成比(%) | 12.2%              | 12.0%              | 11.9%              | 12.5%              | 11.4%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 97.0%              | 94.3%              | 96.9%              | 86.3%             |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳)   | 人口(人)  | 9,691              | 9,433              | 9,001              | 8,528              | 8,380             |
|                      | 構成比(%) | 54.8%              | 54.4%              | 52.8%              | 51.1%              | 51.4%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 97.3%              | 92.9%              | 88.0%              | 86.5%             |
| 40歳～64歳              | 人口(人)  | 5,582              | 5,403              | 4,894              | 5,064              | 4,937             |
|                      | 構成比(%) | 31.6%              | 31.1%              | 28.7%              | 30.3%              | 30.3%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 96.8%              | 87.7%              | 90.7%              | 88.4%             |
| 老年人口<br>(65歳以上)      | 人口(人)  | 5,845              | 5,936              | 6,005              | 6,082              | 6,073             |
|                      | 構成比(%) | 33.0%              | 34.2%              | 35.3%              | 36.4%              | 37.2%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 101.6%             | 102.7%             | 104.1%             | 103.9%            |
| 65歳～74歳<br>(前期高齢者人口) | 人口(人)  | 2,957              | 2,976              | 3,029              | 3,068              | 3,053             |
|                      | 構成比(%) | 50.6%              | 50.1%              | 50.4%              | 50.4%              | 50.3%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 100.6%             | 102.4%             | 103.8%             | 103.2%            |
| 75歳以上<br>(後期高齢者人口)   | 人口(人)  | 2,888              | 2,960              | 2,976              | 3,001              | 3,020             |
|                      | 構成比(%) | 49.4%              | 49.9%              | 49.6%              | 49.3%              | 49.7%             |
|                      | 人口指数   | 100.0%             | 102.5%             | 103.0%             | 103.9%             | 104.6%            |

※毎年4月1日現在の住民基本台帳人口より

※人口指数は、平成27（2015）年の値を100として算出したもの

## 2) 世帯

本町の世帯数は、年々減少しており、平成27年度と令和元年度を比較すると、3.6%減少となっています。総人口と世帯数から1世帯あたりの人数を算出すると、平成27年度2.0人に対し、令和元年度は1.9人に減少しています。

### ■世帯数の推移

|          | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度  |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口(人)   | 17,687 | 17,356 | 17,034 | 16,695 | 16,309 |
| 世帯数(世帯)  | 9,064  | 8,973  | 8,893  | 8,867  | 8,737  |
| 世帯指数     | 100.0% | 99.0%  | 98.1%  | 97.8%  | 96.4%  |
| 1世帯人数(人) | 2.0    | 1.9    | 1.9    | 1.9    | 1.9    |
| 1世帯人数指数  | 100.0% | 99.1%  | 98.2%  | 96.5%  | 95.7%  |

※毎年4月1日現在の住民基本台帳人口より

※世帯指数・1世帯人数指数は、平成27(2015)年の値を100として算定したもの

## 3) 要介護・要支援認定者

本町は、必要なサービスを公平に提供するために、福岡県介護保険広域連合に加入し、広域連合を保険者として介護保険事業の運営を行っています。介護保険認定者は、平成27年度から令和元年度の5年間1,500～1,600人台で横ばい状況です。令和元年度1,526人、認定率は25.1%となっています。

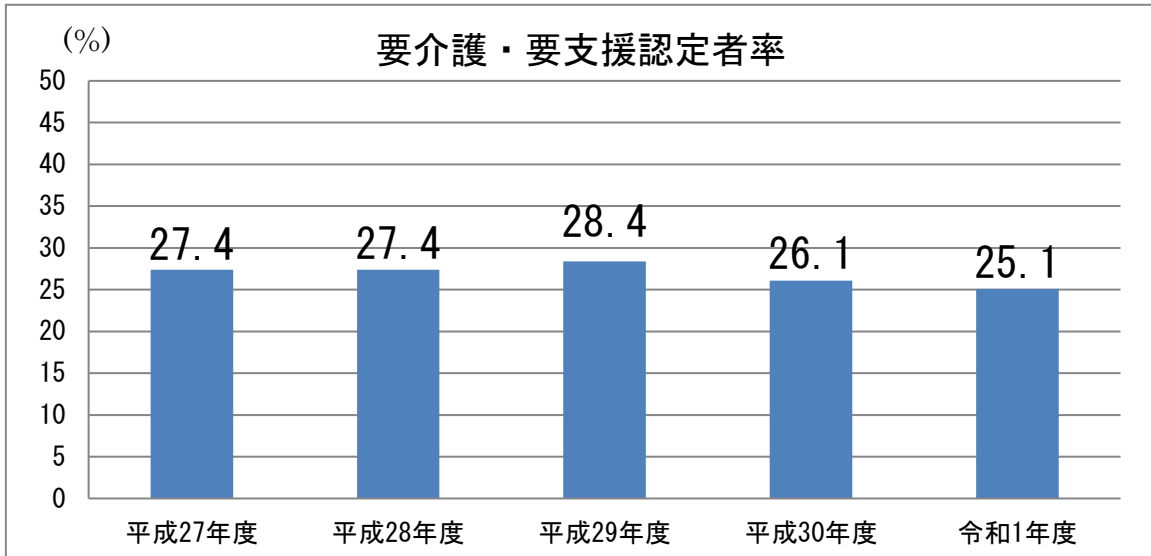
### ■要介護・要支援認定者数の推移

[単位：人]

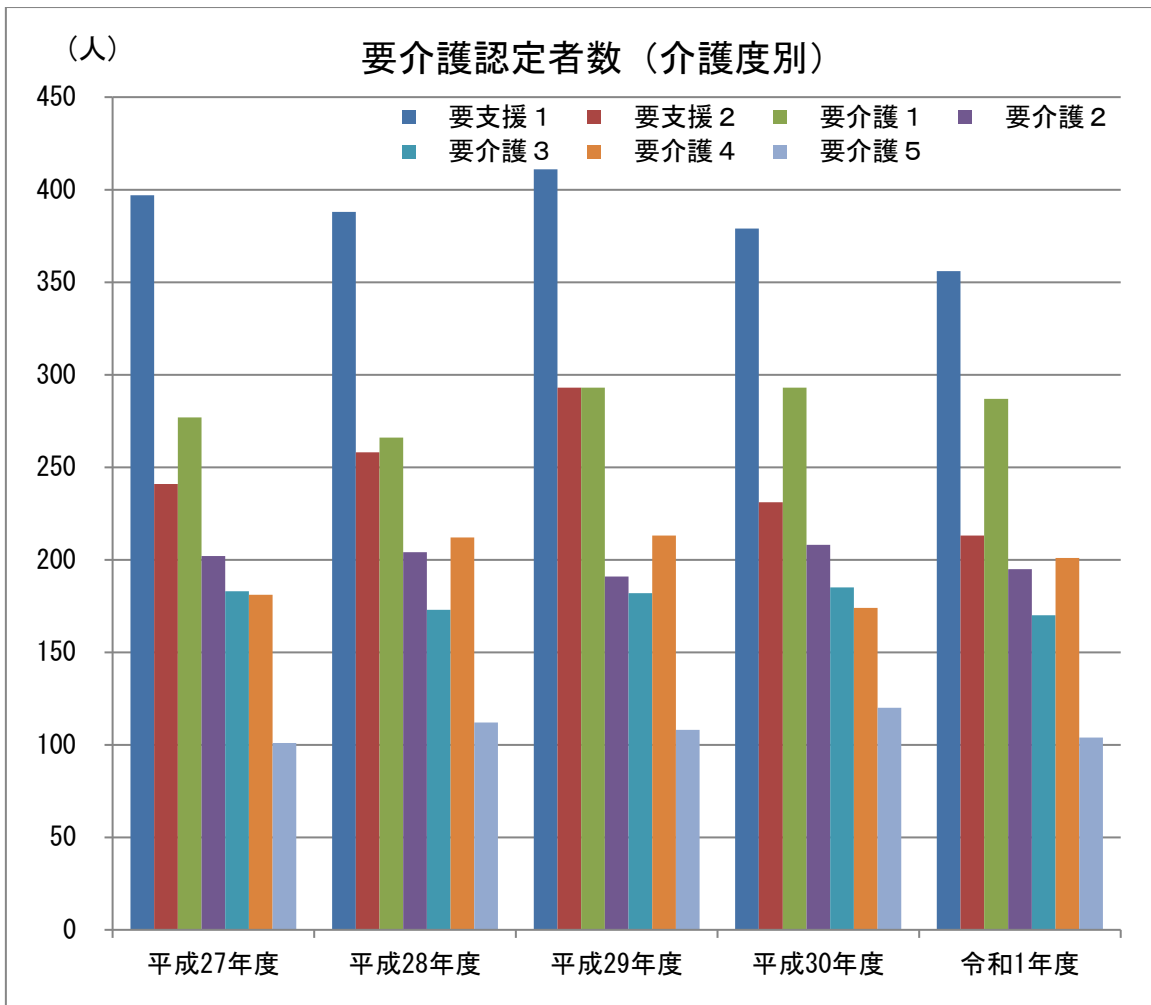
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 要支援1    | 397    | 388    | 411    | 379    | 356   |
| 要支援2    | 241    | 258    | 293    | 231    | 213   |
| 要介護1    | 277    | 266    | 293    | 293    | 287   |
| 要介護2    | 202    | 204    | 191    | 208    | 195   |
| 要介護3    | 183    | 173    | 182    | 185    | 170   |
| 要介護4    | 181    | 212    | 213    | 174    | 201   |
| 要介護5    | 101    | 112    | 108    | 120    | 104   |
| 計       | 1,582  | 1,613  | 1,691  | 1,590  | 1,526 |
| 65歳以上人口 | 5,782  | 5,883  | 5,959  | 6,082  | 6,069 |
| 認定率     | 27.4%  | 27.4%  | 28.4%  | 26.1%  | 25.1% |

※福岡県介護保険広域連合より

## ■要介護・要支援認定者数の推移



## ■要介護・要支援認定者数の推移



#### 4) 障がいのある人

本町の障害者手帳所持者は、年々増加しています。平成27年と令和元年度を比較すると、身体障害者手帳の所持者は252人の増加(18.4%)、知的障害者手帳(療育手帳)の所持者は51人の増加(21.5%)となっています。

また、身体障害者手帳と療育手帳に遅れて制度化され、平成7年10月から交付が始まった精神障害者保健福祉手帳については、制度の浸透とともに平成27年度から令和元年度を比較すると、105人の増加(42.7%)と大幅に伸びてきており、今後も増加が予想されます。

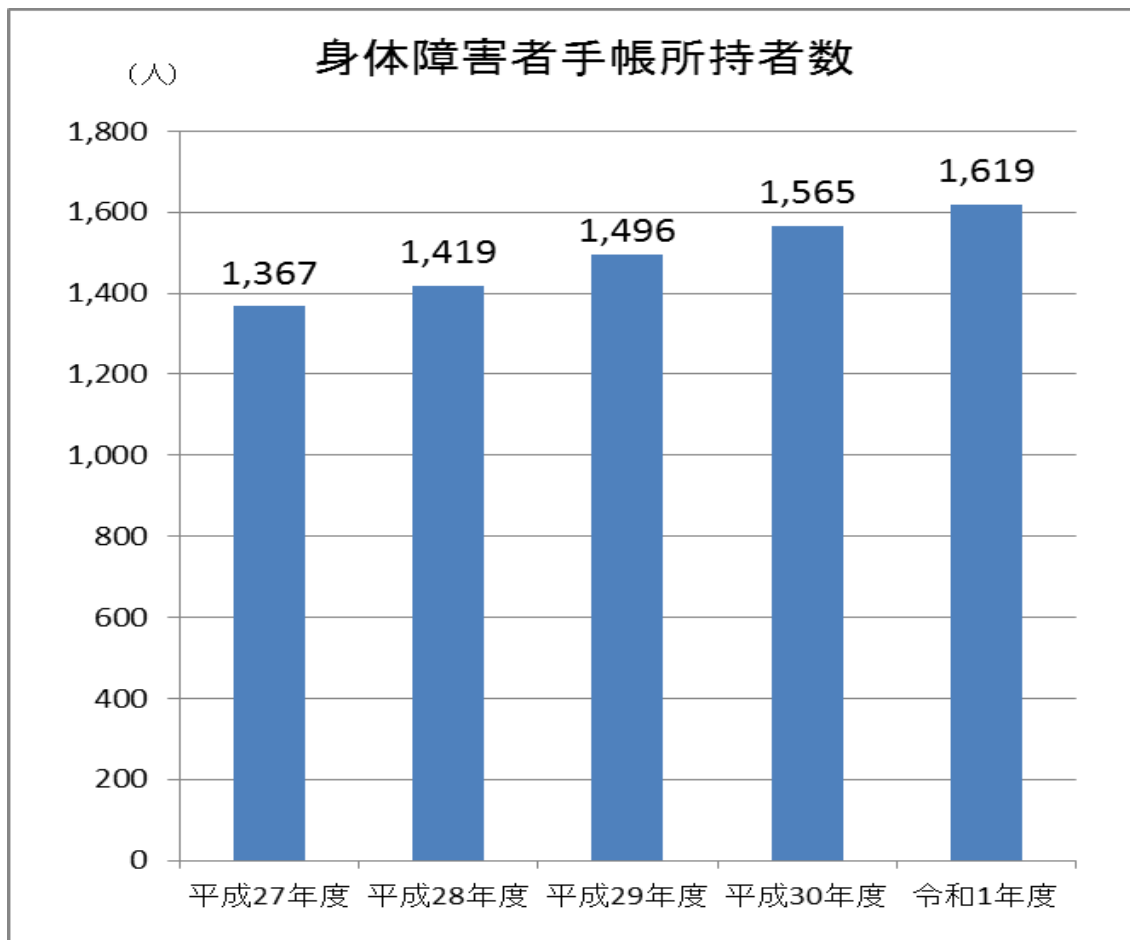
#### ■身体障害者手帳所持者数の推移

[単位：人]

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳 | 1,367  | 1,419  | 1,496  | 1,565  | 1,619  |
| 指数      | 100.0% | 103.8% | 109.4% | 114.5% | 118.4% |

※行政福祉報告より(11ページの療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者も同様)

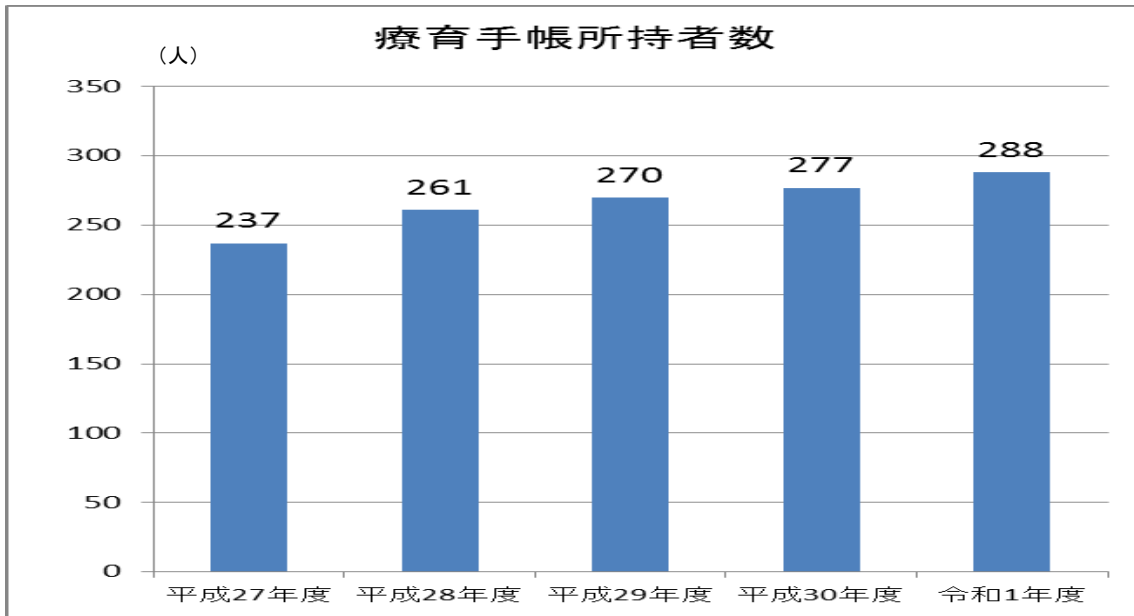
※身体、療育、精神の指数は平成27年度(2015年度)各手続所持者数を100として算出したもの



## ■療育手帳所持者数の推移

[単位：人]

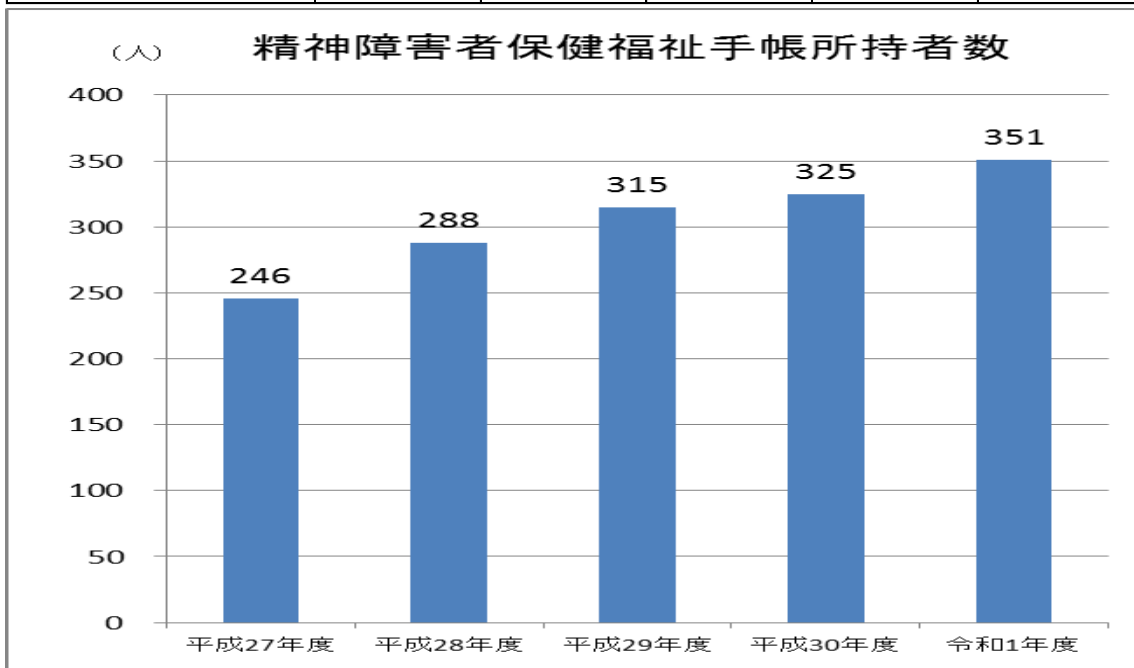
|      | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 療育手帳 | 237    | 261    | 270    | 277    | 288    |
| 指数   | 100.0% | 110.1% | 113.9% | 116.9% | 121.5% |



## ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

[単位：人]

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 246    | 288    | 315    | 325    | 351    |
| 指数          | 100.0% | 117.1% | 128.0% | 132.1% | 142.7% |



## 5) 出生

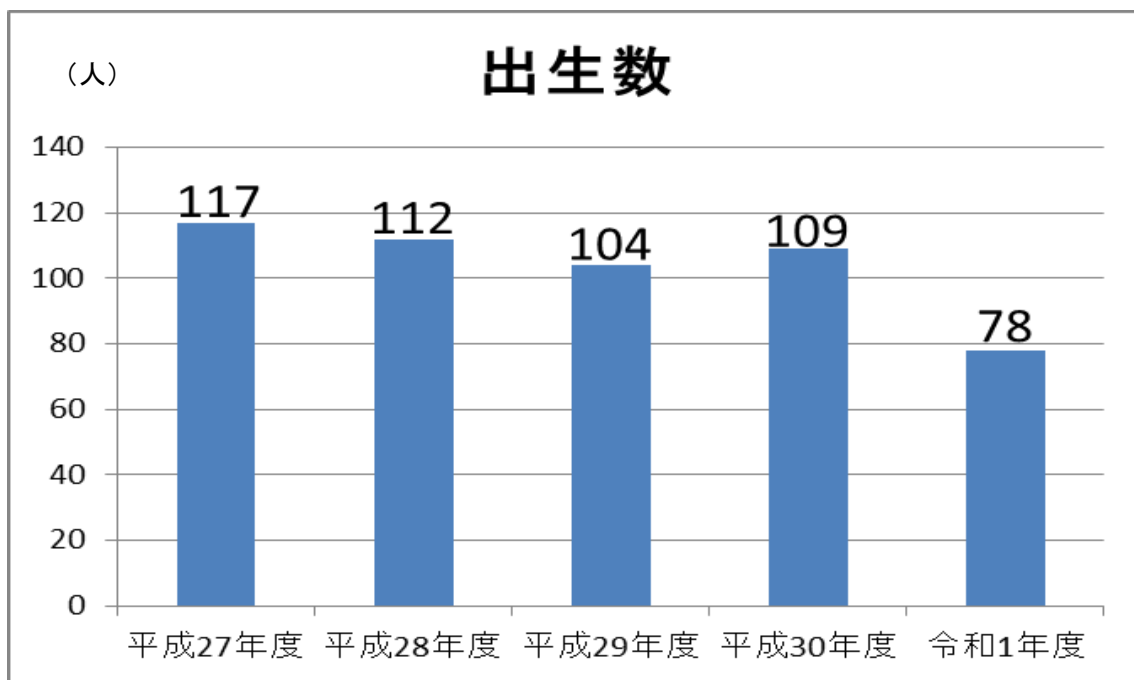
本町の出生数は、平成27年度117人から令和元年度78人と大幅に減少しています。本町の合計特殊出生率も年々減少傾向です。県と比較すると高い値ですが、人口を維持するために必要とされる人口置換水準（※3）を下回っています。

### ■出生数の推移

[単位：人]

|     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 出生数 | 117    | 112    | 104    | 109    | 78    |

※毎年4月1日現在の住民基本台帳より



### ■合計特殊出生率の推移

[単位：人]

|   | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---|-------|-------|-------|
| 県 | 1.55  | 1.52  | 1.53  |
| 町 | 1.83  | 1.75  | 1.6   |

※1 … 福岡県地域保健データバンクより、令和3年3月時点での最新は平成29年度である。

※2 … 合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※3 … 人口置換水準とは、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいいます。この水準を下回ると人口が減少することになります。近年の日本における値は2.07ですが、男女の出生性比率等の違いによって変動します。



## 6) 生活保護

本町の被保護世帯数・被保護人数は、平成27年度から年々減少しています。

### ■被保護世帯数及び被保護人数の推移

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 被保護世帯数    | 1,903  | 1,871  | 1,835  | 1,776  | 1,728 |
| 被保護世帯数 指数 | 100.0% | 98.3%  | 96.4%  | 93.3%  | 90.8% |
| 被保護人数 (人) | 2,972  | 2,854  | 2,772  | 2,634  | 2,529 |
| 被保護人数 指数  | 100.0% | 96.0%  | 93.3%  | 88.6%  | 85.1% |

※福岡県田川保健福祉事務所保護課資料 各年度共に3月末時点

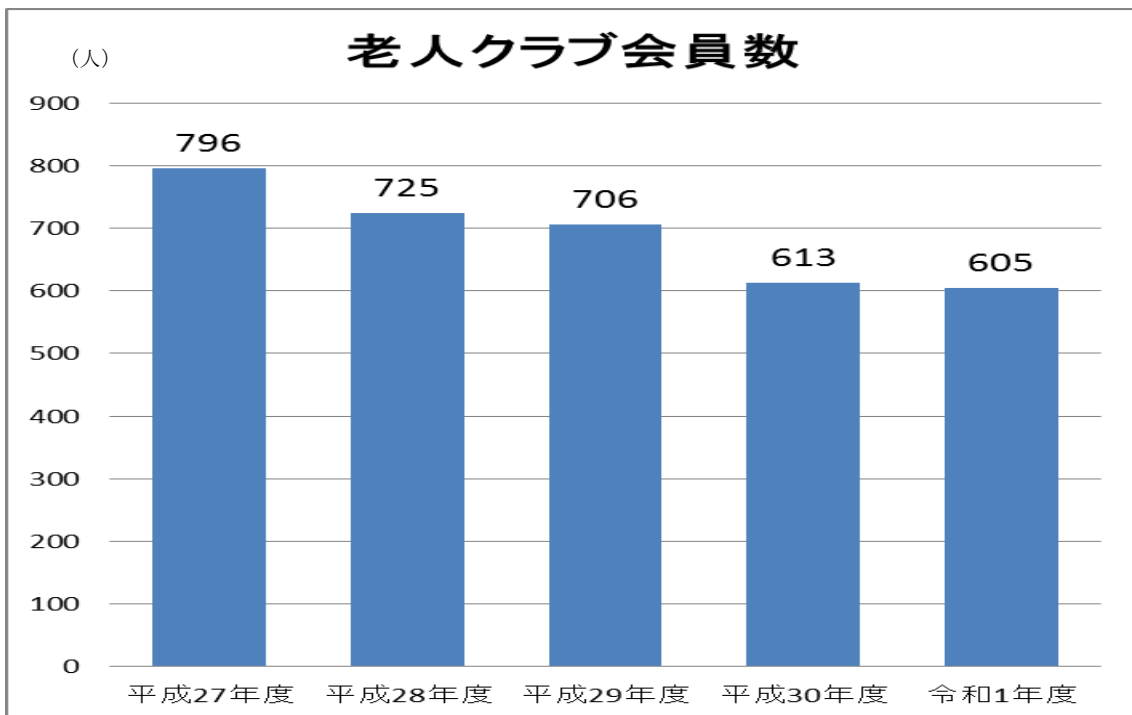
## 7) 老人クラブ

本町の老人クラブ数、会員数共に減少してきており、平成27年度と令和元年度を比較すると、クラブ数は5クラブ(▲19.2%)、会員数は191人(▲24.0%)減少しています。

### ■老人クラブの推移

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| クラブ数    | 26     | 25     | 24     | 22     | 21    |
| 会員数 (人) | 796    | 725    | 706    | 613    | 605   |

※高齢者福祉課高齢者医療係資料



## 8) 福祉・ボランティア団体登録状況

本町の令和元年度福祉登録団体数は8団体・登録者数880人、ボランティア団体数は15団体・登録者数286人です。

### ■福祉団体登録状況

(令和1年度)

| 団体名             | 登録者数         | 主な活動内容   |
|-----------------|--------------|--|
| 川崎町民生委員・児童委員協議会 | 47人          | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、現在の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。 |
| 川崎町老人クラブ連合会     | 21団体<br>605人 | 老人クラブ連合会運動会の開催のほか、日帰りバスハイク、健康づくり教室、グラウンドゴルフ交流大会、日帰り三社参り、その他役員会及び会長会議の開催などを行う。  |
| 川崎町保護司会         | 11人          | 田川保護区保護司会川崎支部川崎町保護司会会則第3条に基づいた活動。(地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助を行い、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政を担っている。)社会を明るくする運動(啓発運動、作文コンテスト)、夜間パトロール、更生保護援助募金活動などを行う。               |
| 川崎町母子寡婦福祉会      | 70人          | 川崎町母子寡婦福祉会会則第5条に基づいた活動。母子寡婦家庭の自立促進に向けた資格取得の相談支援、各種諸団体とのネットワークづくり、会員の加入促進による組織強化などを行う。  |
| 川崎町遺族会          | 27人          | 戦没者を慰霊するとともに遺族間の連携を図る。川崎町慰霊塔の清掃、川崎町戦没者追悼式の共催、視察研修の実施などを行う。   |
| 身体障害者福祉会        | 10人          | 田川郡身体障がい者体育大会をはじめ、ふくしまつりや月2回のわいわい健康教室への参加など、障がいに負けず前向きに取り組んでいる。  |
| 障がい児者を持つ親の会     | 15人          | 毎週木曜日のたまり場(料理、手芸、工作、お出かけ、学習会等)の実施。毎月最終木曜日の親の会の開催。社会福祉協議会のバスハイクへの参加など行う。  |
| 私立保育園連盟「おさなご会」  | 71人          | 児童保育研修会及び親睦交流会を実施している。   |

## ■ ボランティア団体登録状況

(令和1年度)

| 団体名                 | 登録者数 | 主な活動内容  |
|---------------------|------|---|
| 川崎町手話の会「青麦の会」       | 11人  | 手話の普及とろう者との交流や、手話入門講習及び基礎講座の開催をはじめ、手話通訳活動、手話スピーチ大会の開催。交流会の実施、ふくしま祭りへの参加など行う。  |
| 川崎町ボランティアサークル「はすの会」 | 14人  | 福祉のまちづくりを推進する目的に、鮎返りで魚とりや川遊びをはじめ、鮎返りクリーン大作戦、使用済切手収集活動、その他福祉活動全般を行う。   |
| まさきボランティア会          | 15人  | 下真崎地区区民の福祉向上及び地域環境浄化等「村おこし」のため、行政区に協力を惜しまず、勤労奉仕を通して地域のますますの活性化を図ることを目的とする。たくさんの鯉のぼりを設置し、ふれあい広場で「鯉のぼり子どもまつり」を開催。その他広場・東屋の清掃、イルミネーション飾り、老人クラブ連合会運動会や鮎返りクリーン大作戦の支援活動などを行う。 |
| 川崎町雪舟さん顕彰会          | 41人  | 画聖雪舟の偉業を顕彰し、雪舟ゆかりの地域と積極的に交流し、もって地域文化並びに経済発展に寄与することを目的とする。<br>町内清掃美化活動として、雪舟ロードや福祉の小径の清掃及び除草を実施する。また、さつまいもを栽培し、近隣の小学生児童や保育園児を招き、さつまいも収穫祭を開催している。保育園芋掘り大会の実施などを行う。        |
| パピルス文庫<br>「読み聞かせ会」  | 14人  | 読み聞かせを通して子どもたちがお話を聞く楽しさを知り、本に親しみ読むことの楽しさを知ってもらう。図書館をはじめ、学校、保育所、保育園、幼稚園、各種イベントなど要請があれば対応を行う。   |
| 朗読の会「ひまわり」          | 9人   | 音訳奉仕による声の図書に努め、図書館のサービス活動として、活字を読むことが困難な人への奉仕を目的とする。<br>広報かわさき及び社協だよりの録音テープの作成、技術練習などを行う。   |

| 団体名                                | 登録者数 | 主な活動内容   |
|------------------------------------|------|--|
| 川崎町赤十字介護奉仕団<br>(ぎんなんの会)            | 26人  | 米寿お祝いのフクロウ作りをはじめ、特別支援学校や老人クラブ連合会運動会、鮎返りクリーン大作戦の支援活動などを行う。  |
| 川崎町食生活改善推進協議会<br>(ヘルスマイト)          | 27人  | 地域における食生活改善の普及徹底を図り、実践することを目的し、プチ食育館の実施をはじめ、放課後子ども教室、幼稚園の親子料理教室、池尻小学校3年生を対象とした大豆教室、県産の魚料理教室、世代別減塩教室、その他での指導、パン博やふくしま祭りへの出店などを行う。 |
| 川崎町健康づくり運動普及推進員連絡協議会<br>(さんさんひまわり) | 66人  | 地域における運動の習慣化を図ることを目的とし、保健センターや各行政区の公民館でのリズム体操等を実施している。その他地域のボランティア活動にも参加している。  |
| ひまわり木エクラブ                          | 9人   | 図書館での夏休み木工教室の実施をはじめ、ふくおかきずなフェスティバルやふくしま祭りでの木工教室などを実施している。  |
| 七人の侍                               | 10人  | 大ケ原・東陽教育集会所の盆踊りや草刈等の実施、各種ボランティア団体等の支援活動を行う。  |
| 放課後子ども教室                           |      | 地域ぐるみで子どもを育て、地域で遊ぶ子どもたちの姿を取り戻し、子どもの居場所を作る取り組みを実施している。  |
| [池尻小学校区]                           | 10人  |  |
| [川崎東小学校区]                          | 9人   |  |
| [川崎小学校区]                           | 10人  |  |
| [真崎小学校区]                           | 16人  |  |

※川崎町社会福祉協議会資料（令和1年度）

## 9) 民生委員・児童委員（主任児童委員）数

本町の高齢化は増加していますが、ほぼ同数で横ばい状況です。

### ■ 民生委員・児童委員（主任児童委員）数の推移

[単位：人]

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 民生委員・児童委員 | 43     | 41     | 43     | 43     | 43    |
| 主任児童委員    | 3      | 3      | 3      | 3      | 3     |
| 計         | 46     | 44     | 46     | 46     | 46    |

※福祉課資料

## 2. アンケート調査結果の概要

### 1) 『川崎町の町政に関する意識調査』（第6次川崎町総合計画）

『第6次川崎町総合計画』及び『第2次川崎町総合戦略』策定に向けたアンケート調査より、地域福祉計画に関連する項目の抜粋

#### (1) 調査目的

令和2年度から始まる『第6次川崎町総合計画』及び『第2次川崎町総合戦略』を企画情報課にて策定するため、町民に町政に対する考え方や意見を聞き、今後のまちづくりの方向性や諸課題への対応を検討する上での基礎資料としています。

#### (2) 調査対象及び調査方法等

|      |  |
|------|--|
| 調査対象 | 20歳以上の町内居住者を対象とし、無作為に抽出  |
| 調査数  | 2,800人（1回目：1,800通、2回目：1,000通）                                      |
| 調査方法 | 郵送により配布、郵送回収   |
| 調査時期 | 1回目：令和元年 8月9日（金）～ 8月27日（火）：19日間<br>2回目：令和元年10月1日（火）～10月16日（水）：16日間 |

#### (3) 回収状況

|       |        |
|-------|--------|
| 有効配布数 | 2,800通 |
| 有効回収数 | 458通   |
| 有効回収率 | 16.4%  |

## 2) 集計結果

### (1) あなた自身について

#### ①あなたの性別をお教えてください。

「男性」が39.5%、「女性」が55.5%です。

#### ②あなたの年齢をお教えてください。

「75歳以上」が22.1%で最も多いです。次いで「65歳～69歳（15.3%）」  
「70歳～74歳（13.3%）」、20歳代～50歳代の回答者は、全体の33.5  
（3分の1程度）となっており、60歳代以上の回答が多くなっています。

#### ③あなたのお住まいの地域をお教えてください。

「大字安真木」が27.5%で最も多く、次いで「大字川崎」が24.5%です。

④あなたが同居している家族をお教えてください。あなたからみた続柄でお答えください。(複数回答)

「配偶者(夫・妻)」が56.8%で最も多く、次いで「子ども(34.1%)」です。

⑤あなたは川崎町にお住まいになって何年になりますか。

「10年以上」が88.4%で最も多いです。

⑥あなたの職業をお教えてください。

「無職」が35.6%で最も多く、次いで「会社員(正社員)(15.3%)、主婦(夫)(13.5%)」です。

## (2) まちの現状に関する認識や評価について

①あなたは、川崎町は活気があるまちだと思いますか。

「そう思わない」が43.4%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない(40.4%)」です。

②あなたは、川崎町は便利なまち(交通、買い物の便がよいなど)だと思いますか。

「そう思わない」が41.9%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない(30.3%)」です。

③あなたは、川崎町はふれあいや連帯感があるまちだと思いますか。

「どちらかといえばそう思わない」が39.3%で最も多く、次いで、「そう思わない(29.0%)」です。

④あなたは、川崎町はよその人も受け入れる開かれたまちだと思いますか。

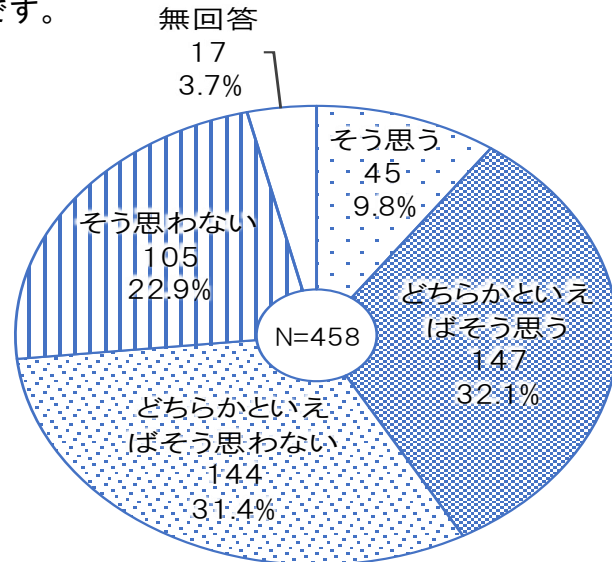
「どちらかといえばそう思う」が31.2%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない(30.6%)」です。

⑤あなたは、川崎町は安全に暮らせるまち(災害、事件、事故が少ないなど)だと思いますか。

「どちらかといえばそう思う」が40.4%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない(26.2%)」です。

⑥あなたは、川崎町は安心して医療が受けられるまちだと思いますか。

「どちらかといえばそう思う」が32.1%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない（31.4%）」です。



⑦あなたは、川崎町は美しい街（景観や街並み、ごみが散乱していないなど）だと思いますか。

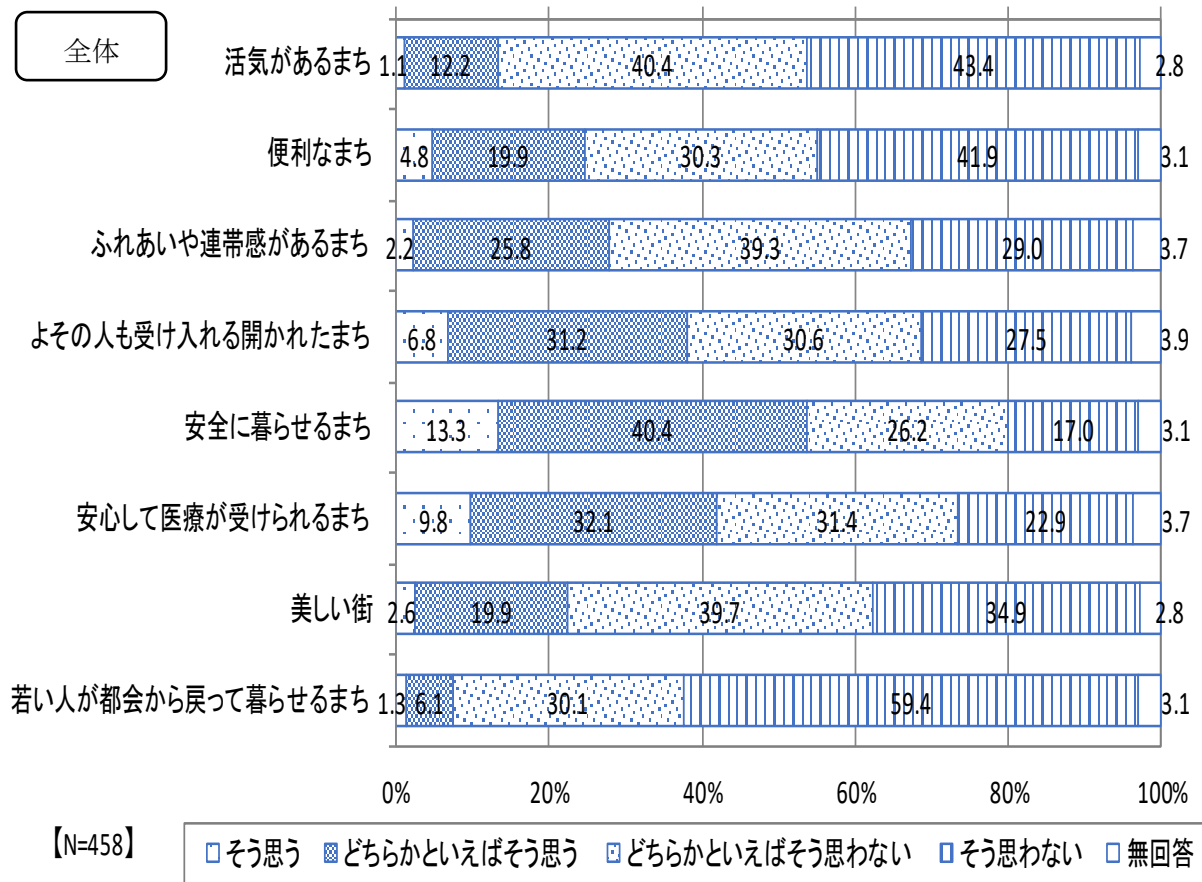
「どちらかといえばそう思わない」が39.7%で最も多く、次いで、「そう思わない（34.9%）」です。

⑧あなたは、川崎町は若い人が都会から戻って暮らせるまちだと思いますか。

「そう思わない」が59.4%で最も多く、次いで、「どちらかといえばそう思わない（30.1%）」です。

【①から⑧まとめ】

本町の現状に対する認識や評価が高いのは、「安全に暮らせるまち」で、半数を超える人が高く評価しています。次に「安心して医療が受けられるまち」も4割を超える人が高く評価しています。まちの現状に対する認識や評価が低いのは、「若い人が都会から戻って暮らせるまち」「活気があるまち」で9割近くの人が低く評価しています。年代別でみると、「便利なまち」について、50歳代以下は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を加えると3割近くの人がそう思うと回答していますが、60歳代以上は2割を超える人がそう思うと回答しています。「安全に暮らせるまち」について、50歳代以下は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を加えると4割を超える人がそう思うと回答していますが、60歳代以上は6割を超える人がそう思うと回答しています。



### (3) 定住意欲、町への愛着度、町の理解度について

①あなたは、川崎町に住み続けたいと思いますか。また、その理由をお教えてください。

「どちらかといえば住み続けたい」が35.2%で最も多く、次いで、「住み続けたい(34.3%)」です。年齢別でみると、70歳以上は、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を加えると「住み続けたい」と回答した人が8割程いますが、30歳代は、「他へ移り住みたい」と回答した人が5割を超えています。

②あなたは、川崎町に「自分のまち」という愛着を持っていますか。

「どちらかといえば愛着を持っている」が35.2%で最も多く、次いで、「愛着を持っている(29.2%)、あまり愛着を持っていない(24.9%)」です。

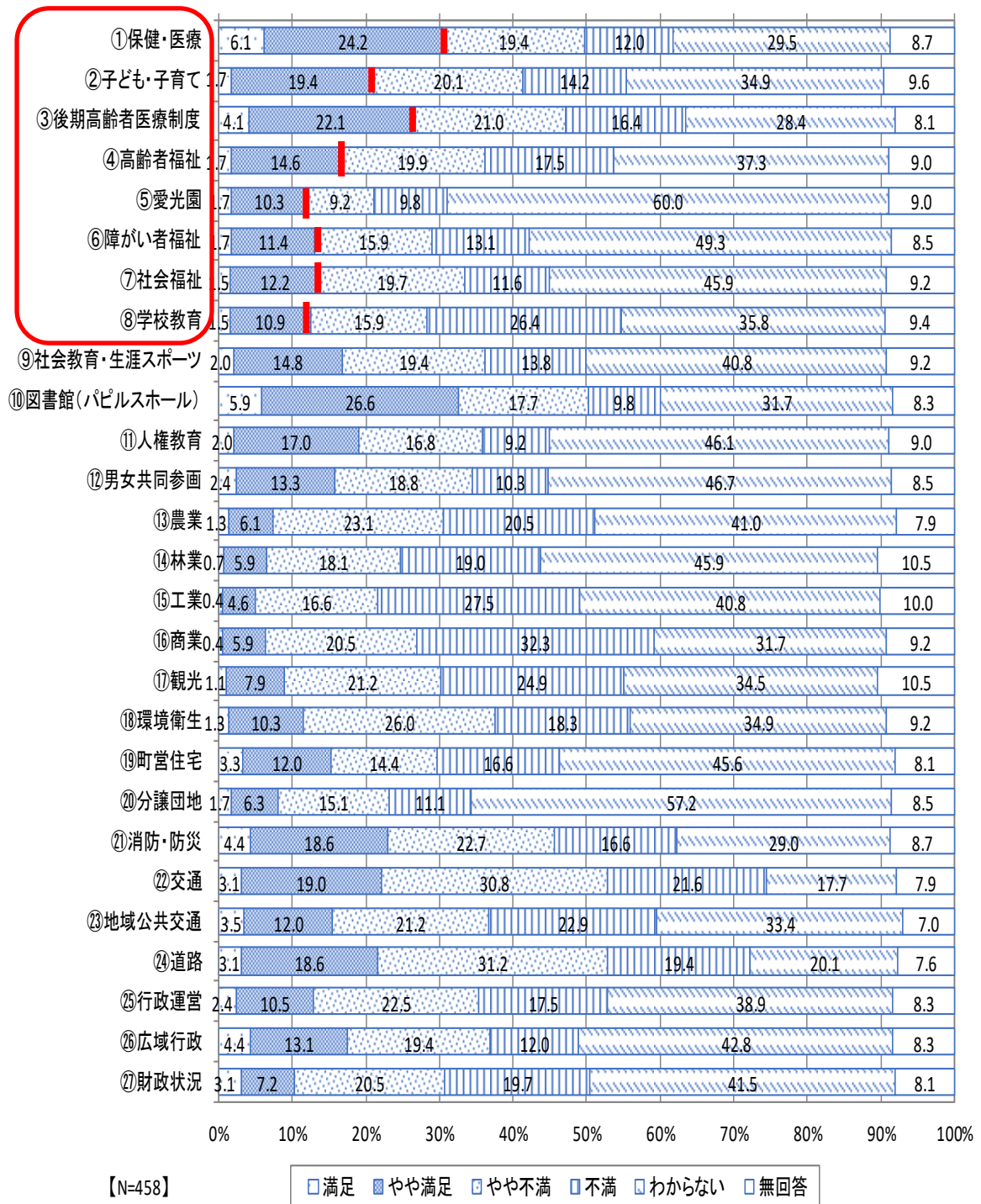
③あなたは、川崎町の良いところを町外の人に説明できますか。

「できない」が52.8%で最も多く、次いで、「ある程度できる(37.1%)」です。



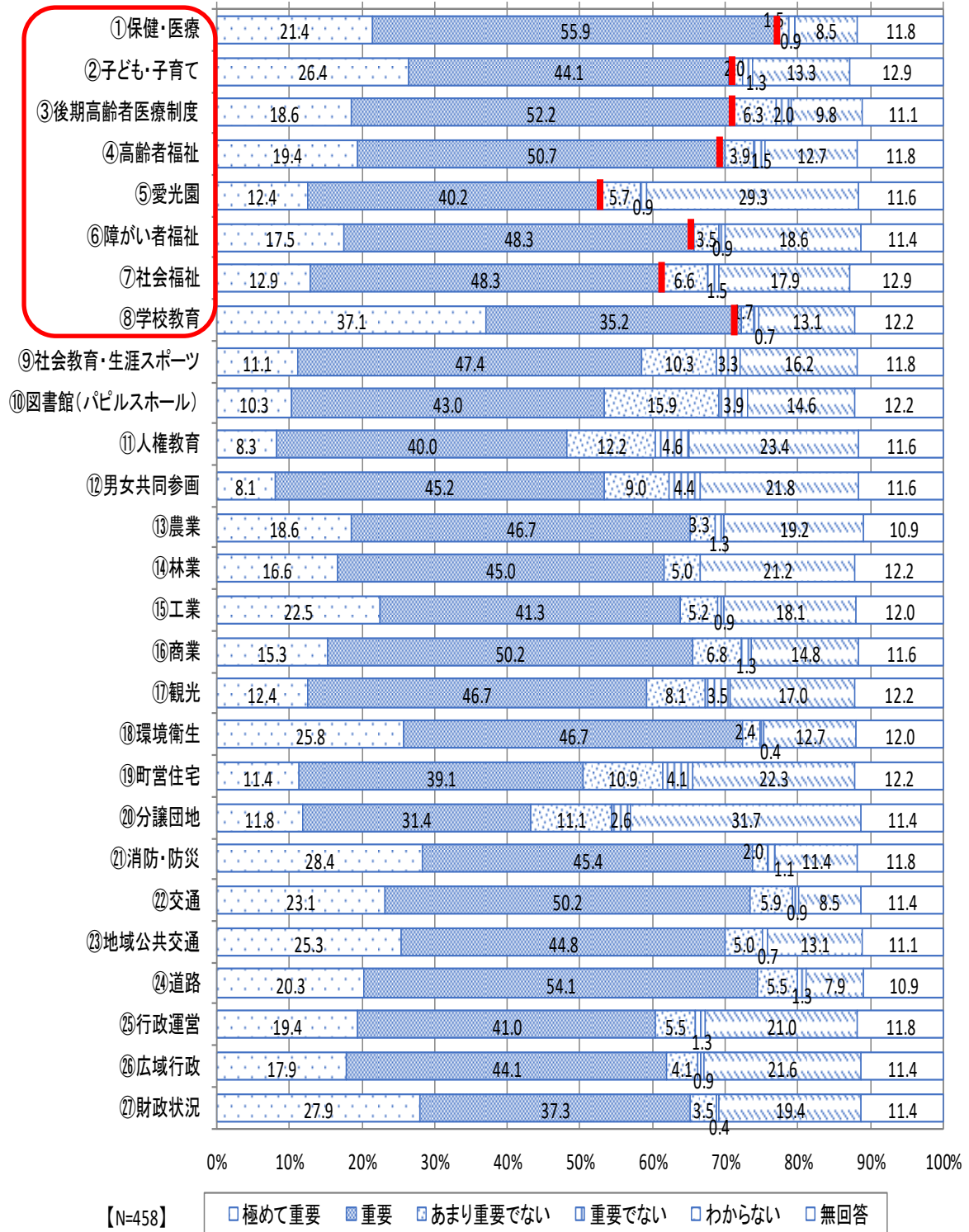
④あなたが川崎町で暮らす中で、以下の1～27の項目の満足度と今後の重要度について、あなたのお考えに近いものを選んでください。

【満足度】満足度が高い上位5項目は、「⑩図書館（パピルスホール）」「①保健・医療」 「③後期高齢者医療制度」 「⑪消防・防災」 「⑫交通」、不満度が高い上位5項目は、「⑬商業」 「⑫交通」 「⑭道路」 「⑮観光」 「⑯環境衛生」です。



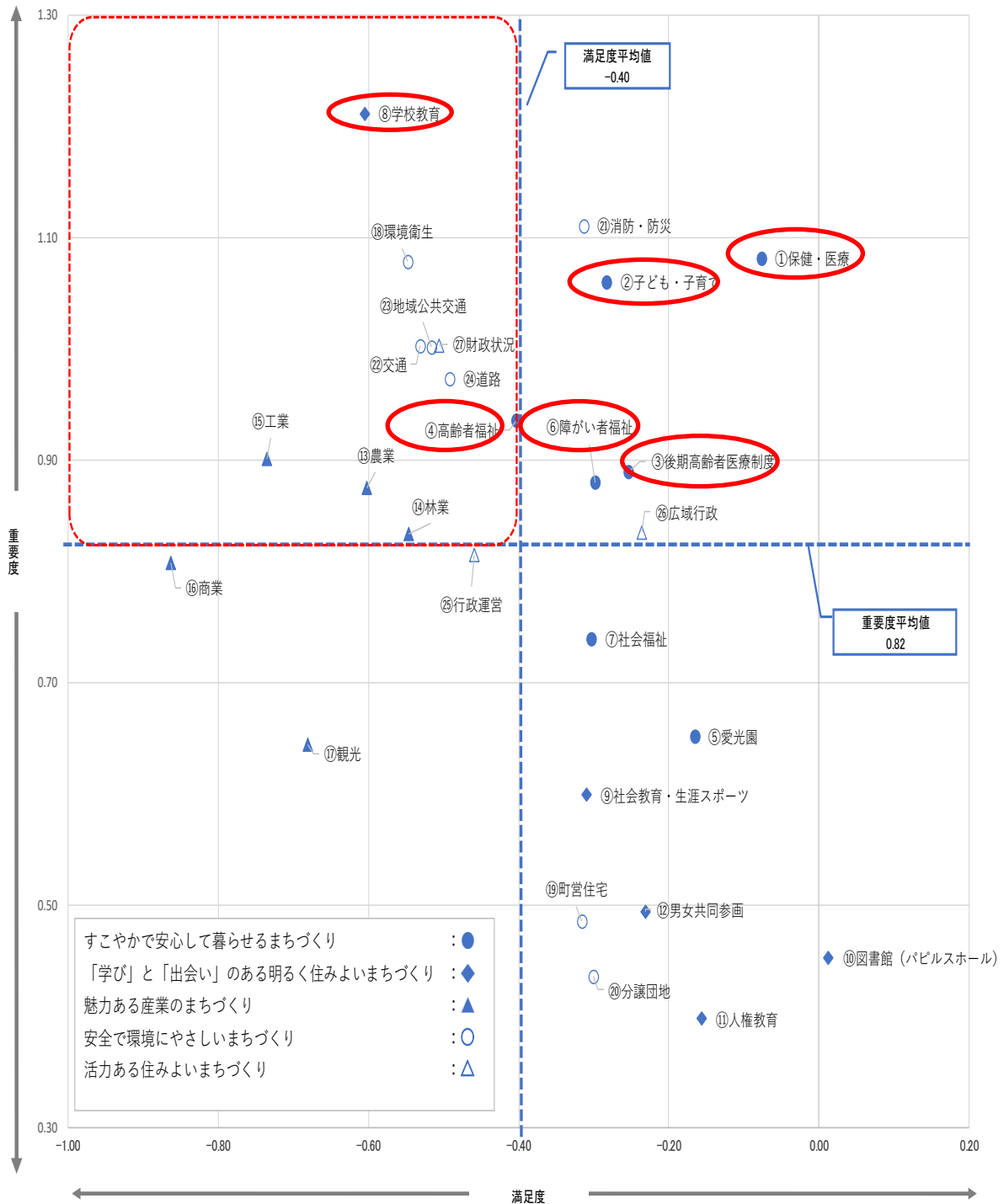
【重要度】

重要度が高い上位5項目は、「①保健・医療」「④道路」「②消防・防災」「②交通」「⑩環境衛生」、重要度が低い上位5項目は、「⑩図書館（パピルスホール）」「⑪人権教育」「⑱町営住宅」「⑳分譲団地」「⑨社会教育・生涯スポーツ」です。



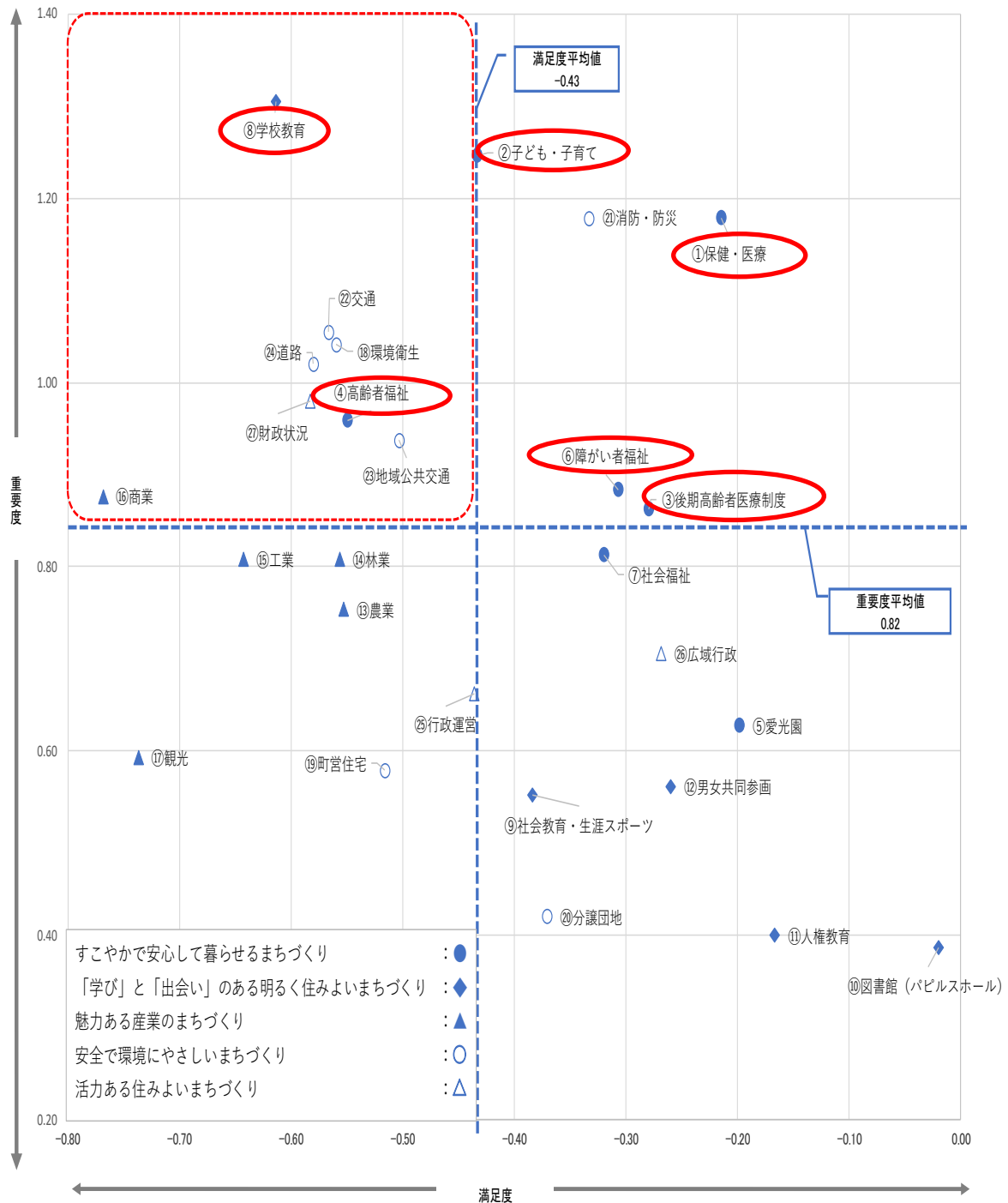
【川崎町の取り組みに対する重要度と満足度の相関関係】

町民が、「重要度が高い」と評価している取り組みの上位5つは、「⑧学校教育」「⑳消防・防災」「①保健・医療」「⑩環境衛生」「②子ども・子育て」です。重要度が高いと評価しているにも関わらず、満足度が低い取り組み（※下図の赤枠部分）として、「⑧学校教育」「⑩環境衛生」「㉒交通」「㉓地域公共交通」「㉗財政状況」「㉔道路」「④高齢者福祉」「⑮工業」「⑬農業」「⑭林業」が挙げられます。



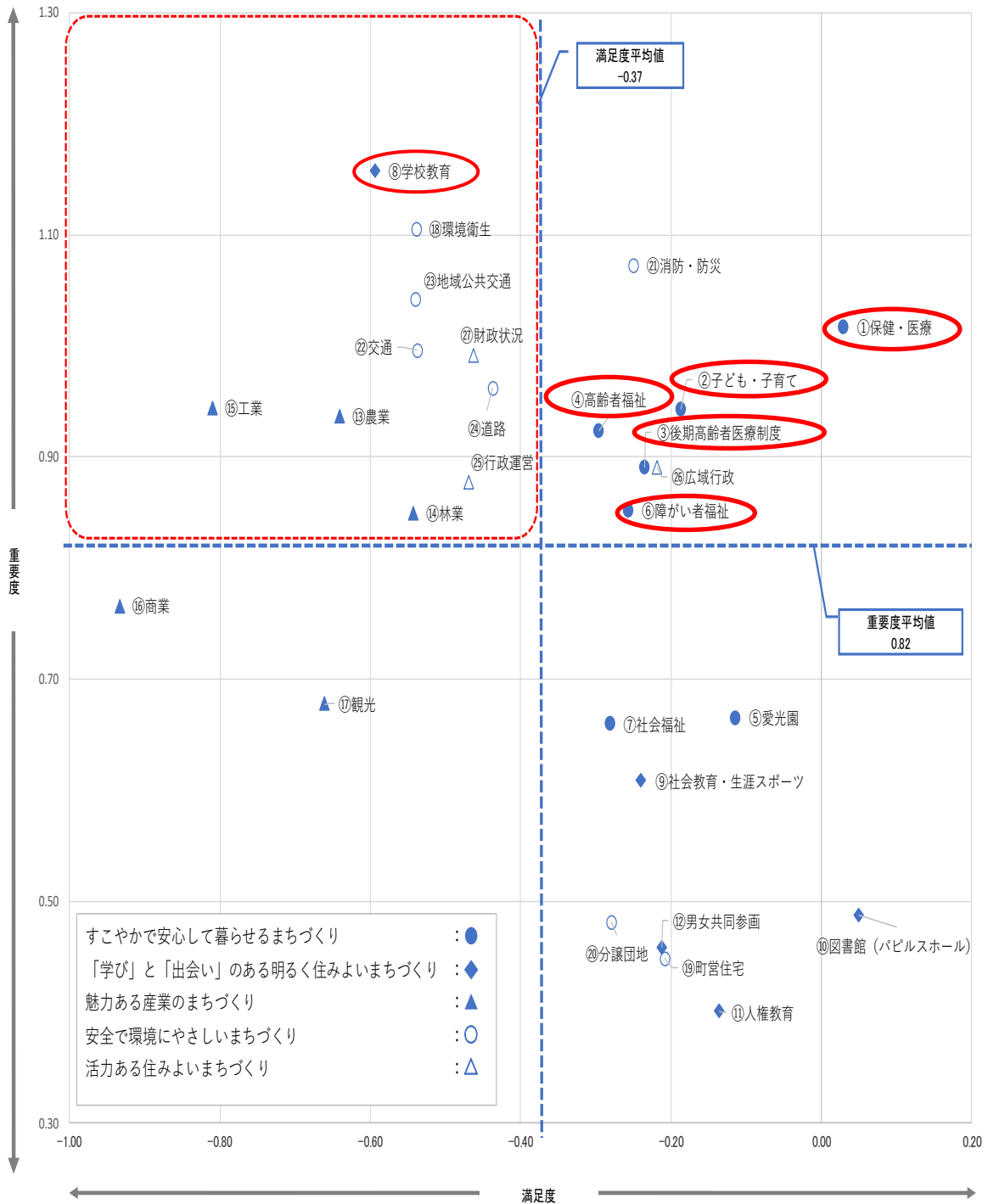
■ 20～50歳代 (n=154)

50歳代以下の町民が、「重要度が高い」と評価している取り組みの上位5つは、「⑧学校教育」「②子ども・子育て」「①保健・医療」「⑰消防・防災」「⑳交通」です。重要度が高いと評価しているにも関わらず、満足度が低い取り組み（※下図の赤枠部分）として、「⑧学校教育」「⑳交通」「⑱環境衛生」「㉔道路」「㉗財政状況」「④高齢者福祉」「㉒地域公共交通」「⑯商業」が挙げられます。



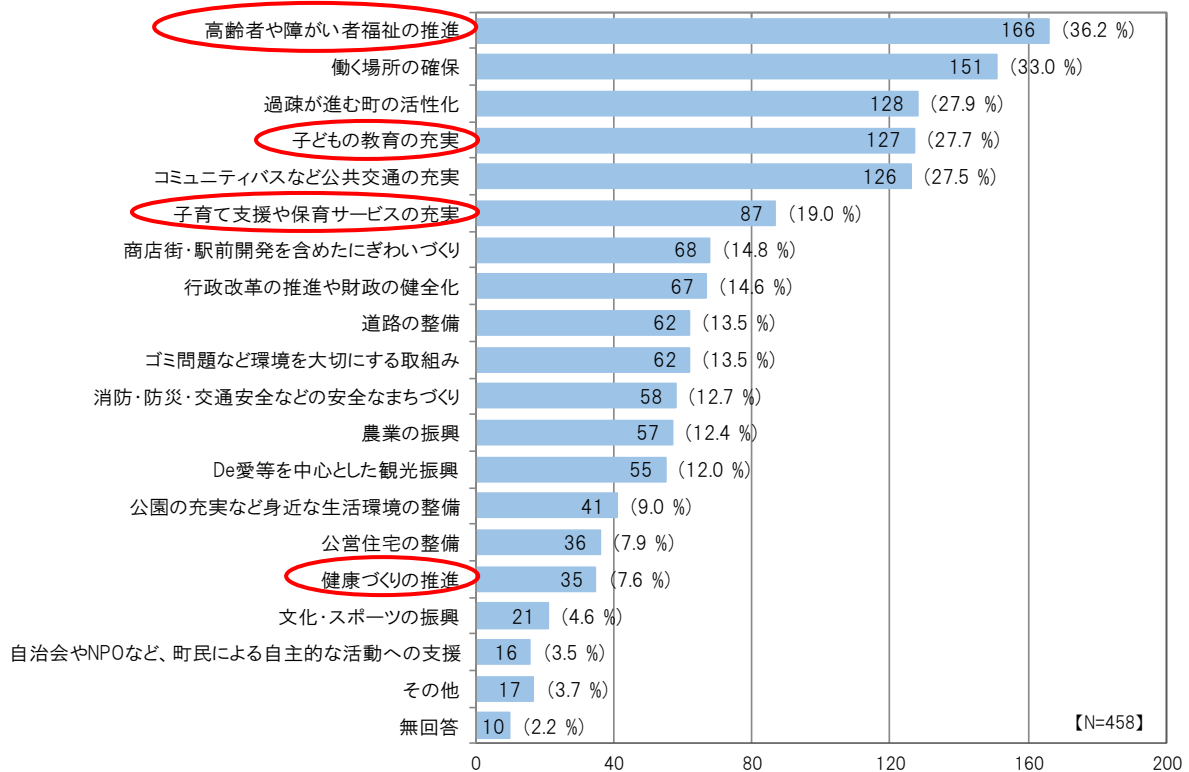
■ 60歳代以上 (n=279)

60歳代以上の町民が、「重要度が高い」と評価している取り組みの上位5つは、「⑧学校教育」「⑩環境衛生」「⑳消防・防災」「㉓地域公共交通」「①保健・医療」です。重要度が高いと評価しているにもかかわらず、満足度が低い取り組み（※下図の赤枠部分）として、「⑧学校教育」「⑩環境衛生」「㉓地域公共交通」「㉒交通」「㉑財政状況」「⑭工業」「⑬農業」「⑭林業」「㉕行政運営」「⑭林業」が挙げられます。



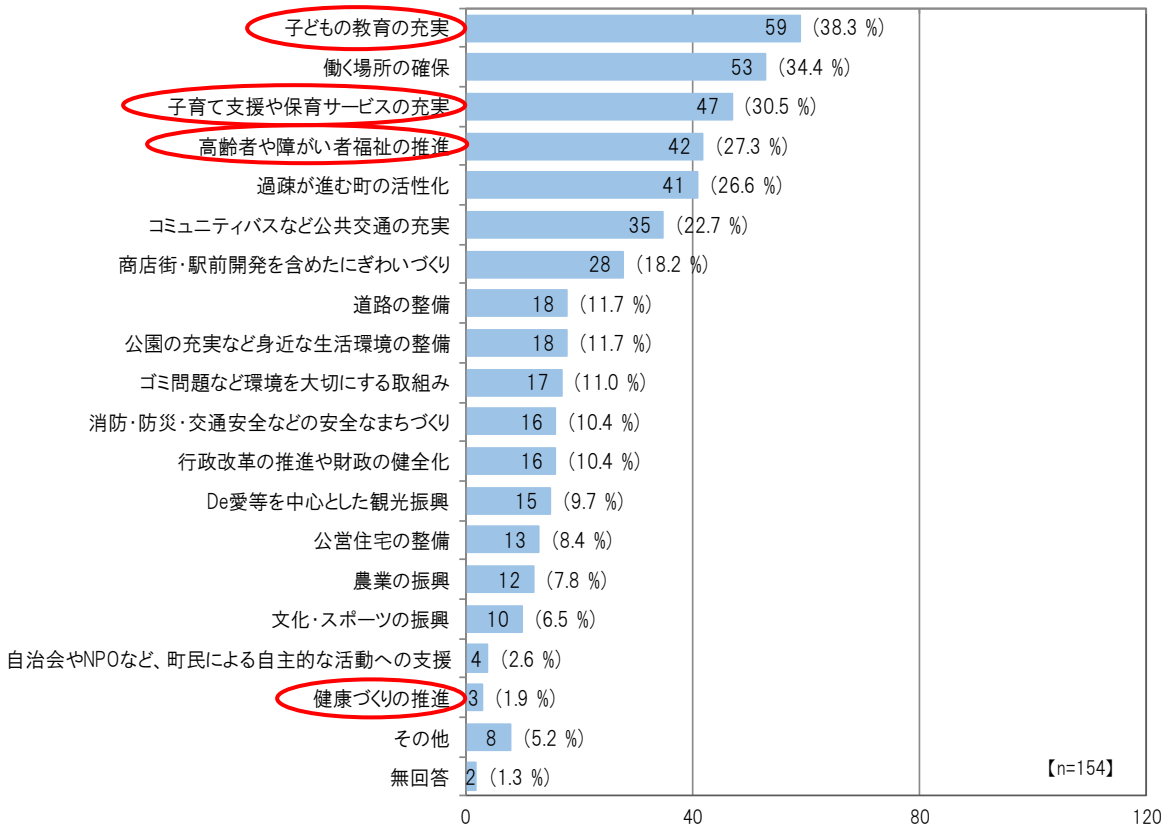
⑤あなたが、今後約5年間の間に町役場がこれまでよりも特に力を入れて欲しいと思う取り組みは何ですか。(複数回答)

「高齢者や障がい者福祉の推進」が36.2%で最も多く、次いで、「働く場所の確保」(33.0%)、過疎が進む町の活性化(27.9%)、子どもの教育の充実(27.7%)、コミュニティバスなど公共交通の充実(27.5%)です。

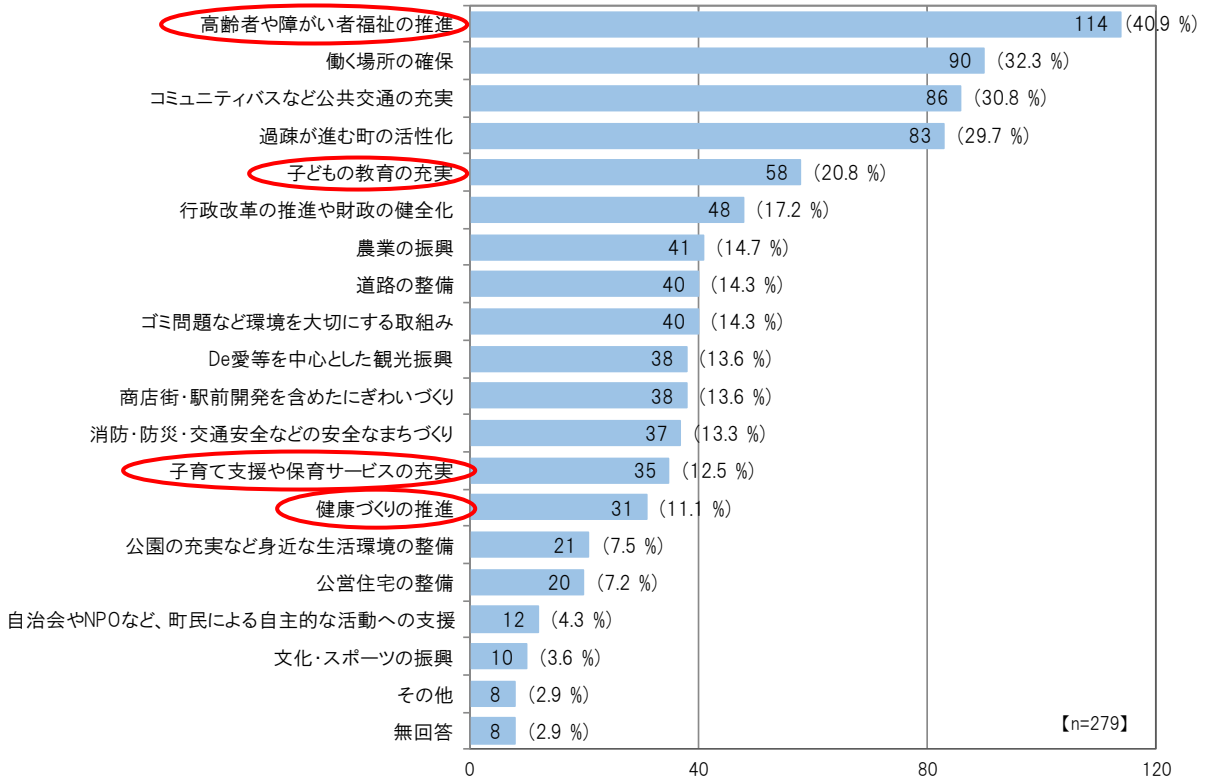


年代別でみると、50歳代以下は、「子どもの教育の充実」が30.3%で最も多く、次いで、「働く場所の確保」(34.4%)、子育て支援や保育サービスの充実(30.5%)、高齢者や障がい者福祉の推進(27.3%)、過疎が進む町の活性化(26.6%)です。60歳代以上は、「高齢者や障がい者福祉の推進」が40.9%で最も多く、次いで、「働く場所の確保」(32.3%)、「コミュニティバスなど公共交通の充実」(30.8%)、過疎が進む町の活性化(29.7%)です。

## ■ 20～50歳代



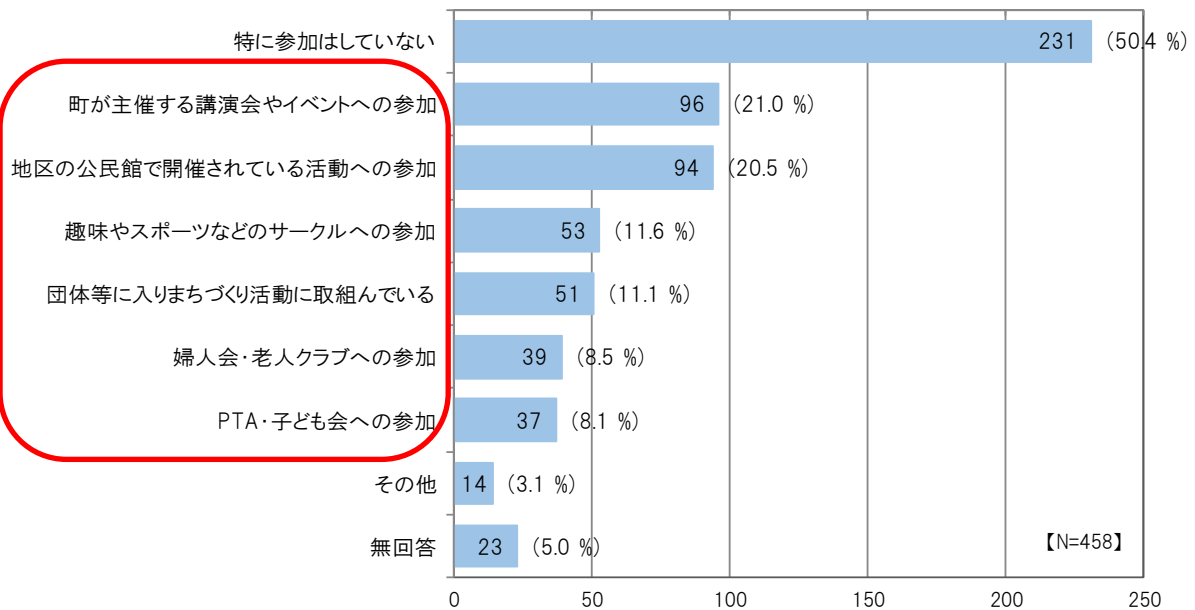
## ■ 60歳代以上



## (4) 川崎町のまちづくり

## ① あなたのまちづくり活動への参加状況を教えてください。(複数回答)

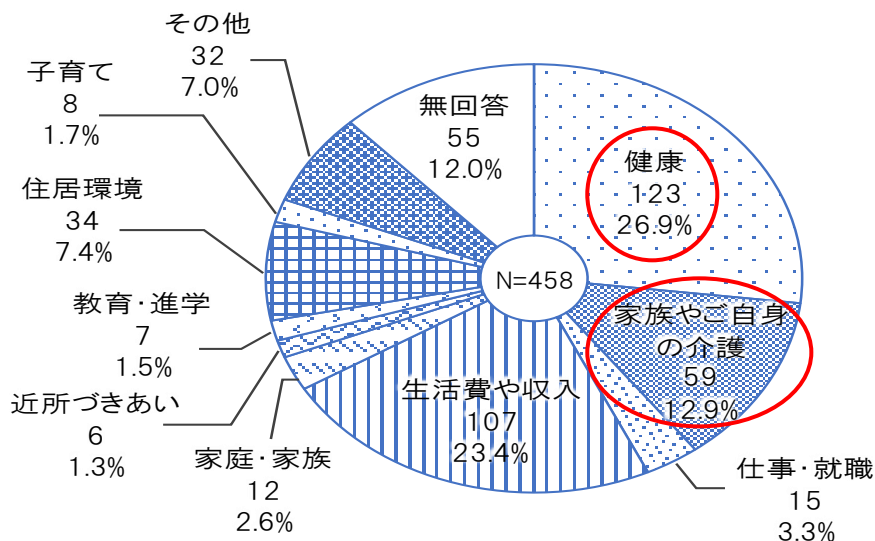
「特に参加はしていない」が50.4%で最も多く、次いで、「町が主催する講演会やイベントへの参加(21.0%)」地区の公民館で開催されている活動への参加(20.5%)です。



## (5) 気になっていること、困っていること、不安に思うことについて

## ①あなたが生活するうえで、困っていること、不安に思っていることはなんですか。

「健康」が26.9%で最も多く、次いで、「生活費や収入(23.4%)」です。性別で見ると、男性は「健康」が30.9%で最も多く、女性は「生活費や収入」が23.6%で最も多いです。





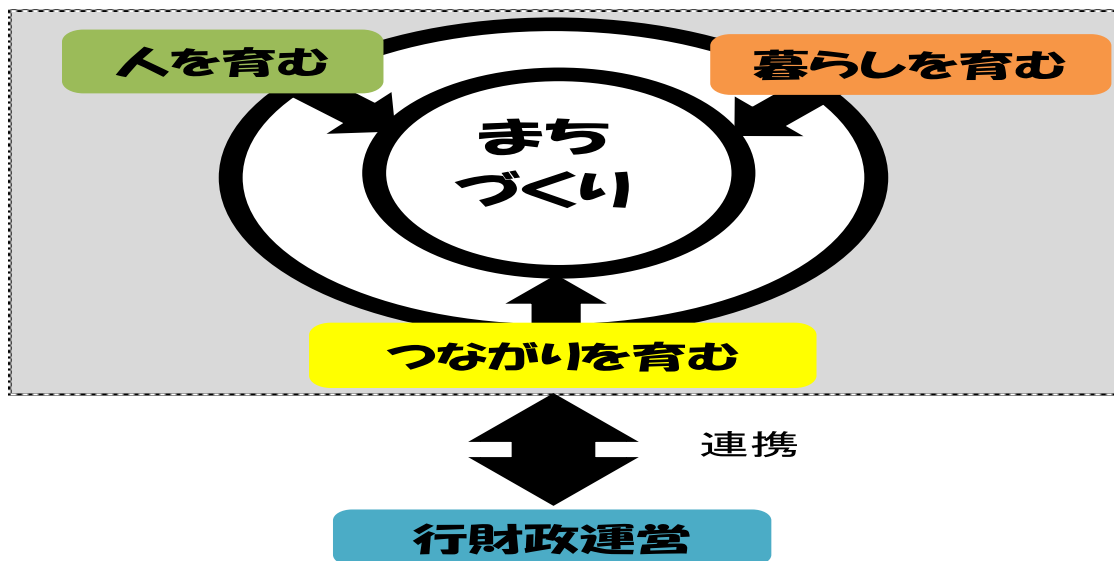
## 第3章 計画の理念と目標

### 1. 計画の基本理念

本計画は、町政の基本計画である「川崎町総合計画（令和2年（2020年）3月）」を推進するための将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標として、「人を育む」「暮らしを育む」「つながりを育む」を定めています。新たなまちづくりには、地域を支える人が鍵になります。そこで、お互いに尊重し、支えあう環境のなかで、いつでも多様な学びを得ながら成長し、子どもから高齢者まで健やかに充実した生活を送ることができることを目指していきたいと思います。川崎町に住んでいる誰もが、安心していきいきと暮らせるまちづくり、地域や社会の中で、一人一人が大切にされ、共につながり、生きがいとぬくもりの中で生きていける社会にしたいと望んでいます。

そのために、学校教育、子育て支援、保健・医療・介護・福祉などを充実させることで、豊かな人を育てていきます。

#### まちづくりの基本目標



地域福祉に関連の深い「安心して子育てができること」、「高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること」、「誰もが元気で健康に暮らせること」、「心のぬくもりと絆を実感できる社会であること」を踏まえ、本計画における基本理念を「誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり」とします。さらに、家族の支え合いである「自助」の機能が低下しつつも、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「共助」のまちづくりを進めていくことが大切です。

## 2. 計画理念・基本目標・施策の方向・必要な施策

本町の基本理念は、「誰でも安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり」とし、すべての人が住み慣れた地域で他の人々と共に生きる社会を実現するため、次の3つを基本目標とし、その目標を達成する施策の方向、さらに必要な施策についての体系を次にまとめています。

### 【施策の体系】

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>基本理念</b><br><b>誰でも安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり</b> | <b>基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり</b>  |  |
|   | 施策の方向  | 必要な施策  |
|   | 1) 住民が主体となった地域課題解決への支援   | ①地域の社会資源を活用した拠点づくり<br>②老人クラブ活動への支援<br>③見守り活動の推進<br>④日常生活上の支援体制充実への支援<br>⑤地域で支える子育て支援<br>⑥共同募金運動の推進 |
|   | 2) 福祉のまちづくりの推進   | ①福祉のまちづくりの普及・啓発<br>②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進<br>③バリアフリー化の情報提供<br>④障がいを理由とする差別の解消                    |
|   | 3) 災害時の福祉支援  | ①避難行動要支援者対策の推進<br>②福祉避難所の開設・運営支援   |
|   | <b>基本目標2 地域福祉を支える人づくり</b>  |  |
|   | 施策の方向  | 必要な施策  |
|   | 1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援   | ①地域住民参画への支援<br>②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり<br>③ボランティア活動への支援  |
|   | 2) 地域で活躍する人材の確保  | ①福祉教育やボランティアルーダーなどの養成<br>②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発<br>③地域の子育て支援人材の養成                               |
|   | 3) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上   | ①福祉に関わる人材の養成と資質の向上<br>②社会福祉施設等職員の研修事業の実施   |
|   | 4) 福祉の職場への就業促進   | ①福祉人材の就職支援<br>②福祉人材への修学資金貸与等の利用への促進<br>③福祉の仕事の理解促進   |
|   | 5) 福祉の職場への定着促進   | ①キャリアパス制度の普及・啓発  |
| 6) 人権意識の普及・啓発                                       | ①人権意識の普及・啓発<br>②福祉を担う人材への人権研修  |  |
| <b>基本目標3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり</b>                   |  |  |
| 施策の方向   | 必要な施策  |  |
| 1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備                         | ①関係機関の相談、情報提供体制の充実   |  |
| 2) サービス利用における権利擁護の推進                                | ①日常生活自立支援事業の推進<br>②成年後見制度の利用促進<br>③福祉サービス第三者評価事業の活用の促進   |  |
| 3) 分野横断的な課題への対応                                     | ①生活困窮者への自立支援<br>②虐待などへの共通的な対応<br>③住宅確保要配慮者への支援<br>④就労に困難を抱える人への支援<br>⑤共生型サービスの展開<br>⑥自殺対策の総合的な取組 |  |
| 4) 苦情解決体制の整備  | ①運営適正化委員会による苦情解決制度の利用への支援<br>②国民健康保険団体連合会による苦情処理業務の利用への支援  |  |

## 第4章 具体的な取り組み

### 基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり

#### 施策の方向

#### 1) 住民が主体となった地域課題解決への支援

##### (必要な施策) ① 地域の社会資源を活用した拠点づくり

地域住民などが集う拠点は、地域住民同士の活発な交流を促進し、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できるなど重要な役割を果たしています。

本町では、地域支援事業の実施にあたり、福岡県介護保険広域連合の各支部に地域包括支援センターが平成18年4月に設置され、平成25年4月から直営の地域包括支援センターを開始し、令和元年度から運営を川崎町社会福祉協議会に委託しています。本センターは、地域で暮らす高齢者の方々を介護予防などのさまざまな面から総合的に支援していく拠点となっています。包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置付けられています。高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく本センターの業務は、包括的支援業務全てと密接に関係し、事業主体と十分に連携できる体制を構築し、**地域包括ケアシステムの実現を図ります。**

#### <高齢者福祉課> 高齢者保健福祉計画

地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センター及び公民館において核家族化や地域のつながりが希薄化しているなか、地域における子育て中の親子の交流促進や育児相談を行う場を提供することで、子育て中の不安や悩みを緩和し、子どもの健やかな成長を支援します。

#### <健康づくり課> 子ども・子育て支援事業計画

障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない現状があります。適切な情報提供と相談支援体制の整備の充実が求められています。福祉課窓口において、障がい福祉サービス等に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、令和2年4月より圏域で田川地区障がい者基幹相談支援センターを設置して、状況にあわせた相談支援や相談窓口機能の強化に努めます。また、障がいの疑いがある段階から相談支援を行うとともに、関係機関へつなぐことが重要となってきます。さらに、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

#### <福祉課> 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

### (必要な施策) ②老人クラブ活動への支援

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

本町では、老人クラブ連合会の事務局を川崎町社会福祉協議会に置き、現在21団体605人が加入しています。地域における清掃活動や閉じこもり・孤立化を防ぐための訪問活動等の奉仕活動に励み、高齢者向けのスポーツによる健康づくり活動を行っている老人クラブは、高齢者の社会参加及び生きがいづくりにおいて、大変重要な存在です。また、少子高齢社会が本格化し、高齢者同士の助け合いがますます必要になってくるなか、その役割の一部を担うことができる必要不可欠な存在でもあるため、今後も助成等による活動支援を継続していきます。

〈高齢者福祉課〉高齢者保健福祉計画

### (必要な施策) ③見守り活動の推進

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれるなか、ひとり暮らしの高齢者などが孤立せず安心して地域で生活できるためには、地域における見守り活動が重要です。

本町では、平成20年度から高齢者独居世帯等を対象に「ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク」が設立されており、認知症高齢者の徘徊対策等に取り組んでいます。福岡県が実施している各家庭を訪問する機会が多い事業者が異変を察知した場合に市町村や警察等に通報する「見守りネットふくおか」等も活用しながら、今後も認知症等による徘徊行方不明者の迅速発見と事件・事故の未然防止に努めます。

川崎町社会福祉協議会への委託事業として令和5年度より「地域いきいきお出かけサロン」を実施し、高齢者の閉じこもり予防やお出かけを支援し社会参加を促進する介護予防事業を実施しています。

その他にも、「配食サービス見守りネットワーク」として、在宅の要援護高齢者及び一人暮らしの高齢者に対し、指定日の夕食として弁当を配達するとともに利用者の安否確認を行う事業を推進します。

さらに、緊急通報装置事業として、一人暮らしの高齢者等の災害、事故及び急病等緊急事態に備えるため必要な各対象世帯に通報装置の端末器を設置し、高齢者の安否確認を目的とした事業を推進し、**今後はIoT技術を活用した見守り事業の取組を推進します。令和3年度より実施している、他課連携の公民館事業を展開し、町内全域に町民の健康づくりを通じた見守り体制を構築する取組を行います。**

〈高齢者福祉課〉高齢者保健福祉計画

### (必要な施策) ④日常生活上の支援体制充実への支援

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、外

出や買い物支援、掃除・洗濯などの生活支援サービスを充実させることが必要です。

本町では、「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）について、国のガイドラインを踏まえて、平成28年度から要支援認定者の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しました。それに伴い、生活支援コーディネーターの配置などにより、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による様々な生活支援サービスの確保に努めます。介護予防事業についても、今般の介護保険制度改正を踏まえ、新しい介護予防事業（一般介護予防事業）として高齢者全般を対象とした予防プログラムの実施に取り組みます。

＜高齢者福祉課＞ 高齢者保健福祉計画

### （必要な施策） ⑤地域で支える子育て支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、身近なところに子育てについて相談できる相手がないなど、子育てが孤立化する傾向にあるなか、地域社会全体で子育て家庭を応援し、孤独な子育てを減少させていくことが必要です。また、家族や地域における子育て力の低下が懸念されており、健やかに子どもを産み育てられる社会の実現に向けた取り組みが求められます。

本町では、令和2年度より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。また、妊産婦等の状況を把握するため支援台帳を作成し、心身の不調や育児不安など、支援を要する人に対する支援の方法や対応方針について検討し、妊産婦等を包括的・継続的に支えます。

子育て支援環境の整備としては、令和2年度に策定しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの未来応援計画」を踏まえ、地域子育て支援センターを拠点に、各種ボランティアグループや地域住民、各種関係機関、行政等が相互に連携・協働し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、わくわく広場（利用者は未就学児とその保護者）や子育て相談などにより健やかな成長を支援し、町内在住の18歳未満の子ども及びその保護者を対象とした要保護・要支援児童対策を推進することにより、児童虐待防止に努めます。

＜健康づくり課＞ 子ども・子育て支援事業計画

### （必要な施策） ⑥共同募金運動の推進

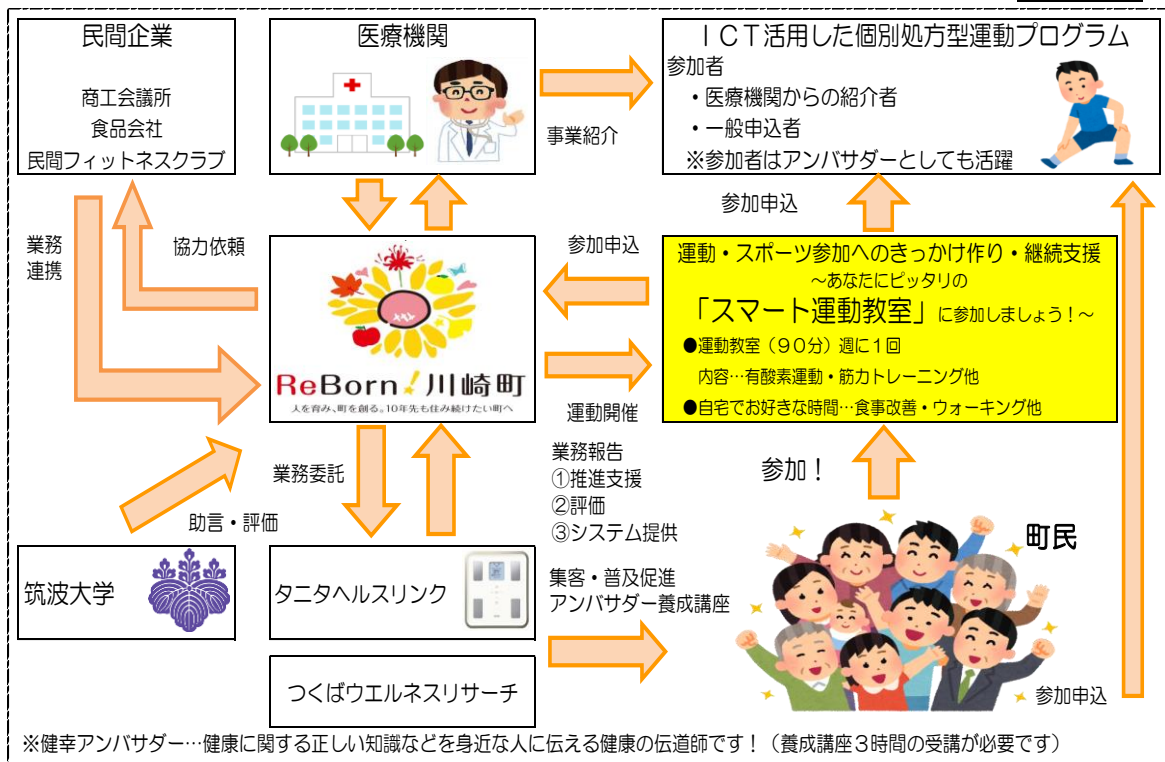
共同募金運動は、地域福祉の推進を図ることを目的として行われるものであり、民間が行う地域福祉活動を支える重要な役割を果たしています。福岡県共同募金会川崎町支会では、共同募金運動の活性化に向けた取り組みを推進し、募金実績の向上や継続的な応援者の確保に努めています。また、同会が行う募金活動の広報・周知に努めます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

施策の方向 2)福祉のまちづくりの推進

(必要な施策) ①福祉のまちづくりの普及・啓発

人口減少が見込まれる本町においては、庁内の関係各課や町内の関係組織・団体が連携し、本町ならではの独自性・独創性をもった取り組みが求められます。まちづくりを推進するため、地域おこし健康づくり事業を実施するとともに、地域おこし協力隊制度の活用、かがやけ川崎応援寄付金事業等を進めます。さらに重点課題として、定住の促進として、町内の活力維持や魅力あるまちづくりを推進するため、若年層をはじめとした町外からの移住・定住の方策を検討します。魅力あるまちづくりは、一朝一夕で完成するものではなく、長期視点に立った戦略的で継続的な取り組みが求められます。そのためには、庁内の関係各課が情報共有と意思統一を図りながら事業を進めることが求められます。地方創生関係事業の推進は、町をあげて健康（健幸）づくりに取り組むため、川崎町スマートウェルネスシティ事業の実現に向け調査研究を行います。企業誘致や農産物のブランド化、6次産業化等による地元雇用の創出、子育て世代の転出抑制と移住・定住の促進、地域資源を活用した観光振興と交流人口の拡大にも取り組みます。さらに、町内3中学校の統合に伴い、2校が廃校になるなど、町内の未利用施設及び用地は増加しています。これらを活用した、地域活性化の一助となるような事業の検討・実施が求められます。未利用資源の活用検討は、現在使われていない施設や空き地を地域コミュニティの場やスポーツ合宿等の受入れ施設として設備し再利用したり、誰もが利用しやすい公園として整備するなど、有効的な活用を検討します。 <企画情報課> 総合計画



**(必要な施策) ②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進**

高齢者や障がいのある人などが地域社会で活躍するためには、誰もが安心して移動できる交通環境の実現が必要です。

本町では、交通弱者となりやすい高齢者や障がいのある人に対し、ふれあいバスの運行、また添田町と共同して西鉄バス添田に対し運行助成による、公共交通機関の確保を行います。また、ふれあいバスの利用者で障がい者手帳等の保持者には50円の減額を実施します。必要に応じて運行便数や運行区間、運行設備（障がいのある人向けバス含む）などを見直す等、町民誰でも社会参加の促進及び利便性の向上に努めます。

＜防災管財課＞

**(必要な施策) ③バリアフリー化の情報提供**

外出する前にバリアフリーの状況が確認できれば、高齢者や障がいのある人などが安心して気軽に外出する手助けとなります。

本町では、道路における歩道の整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進します。路上の障害物を撤去し、警察等による指導強化を要請します。公共施設の駐車場には、障がい者専用駐車場を設置し、民間施設の駐車場についても設置の協力を要請します。

また、交通機関の整備状況や助成・割引制度についての周知を図り、公共交通の利用を促進します。

＜福祉課＞[障がい者福祉基本計画](#)、[障がい福祉計画](#)

**(必要な施策) ④障がいを理由とする差別の解消**

平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。

本町では、ノーマライゼーション（障がいのあるなしに関わらず共にいきいきと活動できる社会をめざす）理念の普及は一定の成果を上げています。しかし、いまだに障がいのある人に対する偏見や差別意識が残り、教育現場などでの差別発言が発生しています。特に、精神障がいのある人に対する誤解や偏見が社会的障壁となっています。町が主催する行事等を通じて、人権啓発を計画的に継続し推進します。

＜人権推進課＞[人権施策基本方針](#)

住みよいまちづくりを進めていくためには、社会を構成する全ての人々が障がい及び障がいのある人に対して、十分理解をしていくことが重要と考えています。町の広報紙やホームページ等を活用し、正しい理解の普及・啓発を図ります。

＜福祉課＞[障がい者福祉基本計画](#)、[障がい福祉計画](#)

### 施策の方向 3)災害時の福祉支援

#### (必要な施策) ①避難行動要支援者対策の推進

高齢者、障がいのある人、傷病者、妊産婦等の要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者としています。

町及び要配慮者の利用している社会福祉施設等の管理者は、相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、**行政区**、平常時から避難行動要支援者と接している川崎町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者の安全確保を図ります。

また、消防団、自主防災組織、**行政区**、民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者名簿等を効果的に活用して、~~自力で避難することが困難な~~避難行動要支援者を適切に避難誘導します。対策に努めます。

<防災管財課>地域防災計画

#### (必要な施策) ②福祉避難所の開設・運営支援

高齢者や障がいのある人、乳幼児など一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が安心して避難生活を送るためには、避難所での生活において特別な配慮が受けられる福祉避難所（一般の避難所内の福祉避難スペースを含む）の確保が重要です。また、福祉避難所の開設時には、必要な人員の配置と資器材の確保を行うなど、要配慮者に応じた適切な運営を行う必要があります。

福岡県では、「災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定」や「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」について、民間の福祉専門団体などと締結しています。本町においては、この事業を活用し、福祉避難所の開設と適切な運営について支援するとともに、更なる福祉支援体制の充実に取り組みます。

<防災管財課>地域防災計画



## 基本目標 2 地域福祉を支える人づくり

### 施策の方向 1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援

#### (必要な施策) ①地域住民参画への支援

誰もがどのような状況になっても地域の中で暮らし続けられるよう、お互いに支え合っていくことができる地域社会づくりのためには、住民一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識の醸成が重要です。

本町では、福岡県や地域で開催される各種スポーツ大会やスポーツ教室等、子どもから高齢者、障がいのある人、誰もが積極的に参加できるような機会を充実します。また障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのあるなしにかかわらず共にふれあい、交流ができるよう内容の充実に努めます。併せて、誰もがスポーツに親しめるよう町内のスポーツレクリエーションの事業を支援するとともに、指導者を養成し、誰もが参加しやすい生涯学習事業の振興を推進します。

＜福祉課＞ 障がい者基本計画、障がい福祉計画

#### (必要な施策) ②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり

NPO・ボランティアは、地域福祉の担い手として、地域における福祉ニーズに、それぞれの能力や特長を活かしてきめ細かく弾力的な活動を行うことが期待されています。

本町では、川崎町社会福祉協議会を中心に数団体が活動を行っていますが、啓発活動も含め、地域住民が様々な場で、各種のボランティア活動へ気軽に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できる体制づくりなど、NPO団体やボランティアグループとの協力体制の強化を図ります。

＜福祉課＞ 障がい者基本計画、障がい福祉計画

#### (必要な施策) ③ボランティア活動への支援

地域社会における様々な課題の解決に取り組んでいるボランティア団体やグループなどには、その活動を継続し、新たな活動に取り組んでいくことが望まれます。

本町では、川崎町社会福祉協議会が行う福祉・ボランティア団体等に対する研修や助成、イベント開催の支援を通じて、ボランティアの育成・交流を図り、活動を活性化する取り組みを支援するとともに、住民によるボランティア活動のネットワーク化を進めます。また、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのための情報の発信に努めるとともに、新規の参加者や団体の設立を支援して

いきます。

<川崎町社会福祉協議会>

**施策の方向**

**2) 地域で活躍する人材の確保**

**(必要な施策) ①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成**

子どもの頃から福祉について学ぶ機会を設け、地域社会における課題を身近な課題として捉える意識の醸成や、地域においてボランティア活動に参加しやすい環境をつくることは、地域福祉を推進していくうえで重要なことです。

本町では、川崎町社会福祉協議会における小学生を対象とした福祉教育読本「ともに生きる」の配布や、地域包括支援センターによる小学生及び中学生を対象とした「高齢者疑似体験研修」などを支援し、子どもの頃から社会性や思いやりの心を育むことができる取り組みやボランティア活動に参加しやすい体制づくりを進めるとともに、ボランティアリーダーなどの養成に努めます。

<川崎町社会福祉協議会>

**(必要な施策) ②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発**

民生委員・児童委員は地域における最も身近な相談者・支援者であり、地域福祉を推進していくうえで必要不可欠な存在です。また、民生委員・児童委員のなり手の確保や、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の実現のためには、地域住民の民生委員・児童委員に対する正しい理解促進が必要です。

本町では、民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう川崎町社会福祉協議会と連携し、各種研修を支援し、資質の向上を図ります。さらに、ホームページや広報紙を利用して制度の広報・啓発を図るとともに、地域住民に対し、積極的に制度の周知を行うよう働きかけます。また、民生委員・児童委員が空白の行政区については、早期の確保対策が重要であるため、対象行政区と連携した取り組みを進めます。

<川崎町社会福祉協議会>

**(必要な施策) ③地域の子育て支援人材の養成**

地域における子育て支援を充実させるためには、子育て支援を行う人材の確保が必要であり、高齢者や子育て経験者その他子育てに関わる地域の人材を養成し、効果的に活躍してもらう仕組みが重要です。

本町では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの未来応援計画」を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保を検討します。

<健康づくり課>第2期子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来応援計画

**施策の方向** **3) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上**

**(必要な施策) ①福祉に関わる人材の養成と資質の向上**

福祉ニーズの増加に対応するためには、福祉に関わる人材を安定的に養成し、福祉の職場への就業を促進することが重要です。また、近年、福祉ニーズは多様化、複雑化、高度化しており、それらのニーズに的確に対応できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成する必要があります。

本町では、福祉に関わる人材の養成のため、福岡県福祉人材センターなどの関係機関と連携し、福祉の職場に従事しようとする人に対する相談支援や就労支援、職業訓練などの取り組みを推進します。 <福祉課>

**(必要な施策) ②社会福祉施設等職員の研修事業の実施**

福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを受けるためには、福祉の仕事に従事する人、一人一人の資質を高めることが重要です。

本町では、川崎町社会福祉協議会や社会福祉施設などの職員に対して、職種や業務経験、役職に応じた階層別の研修を計画的に実施します。 <福祉課>

**施策の方向** **4) 福祉の職場への就業促進****(必要な施策) ①福祉人材の就職支援**

福祉ニーズの増加が見込まれる中、福祉の職場は慢性的な人手不足に陥っており、福祉人材の確保は重要な課題です。

本町では、障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保により就職支援を推進していきます。

&lt;福祉課&gt;

**(必要な施策) ②福祉人材への修学資金貸与等の利用への促進**

福祉サービスなどに従事する介護福祉士や社会福祉士、保育士の養成・確保・職場への定着を図るため、福岡県社会福祉協議会では、介護福祉士等修学資金貸付事業や保育士修学資金貸付事業を実施していますので、本町として、本事業の利用を促進します。また、離職した介護人材や潜在保育士の再就職を支援するため、離職介護人材再就職準備金貸付事業や保育士就職支援資金貸付事業を実施していますので、本町として、本事業の利用を促進します。

&lt;福祉課&gt;

**(必要な施策) ③福祉の仕事の理解促進**

福祉の職場への人材確保を図るためには、福祉の仕事のやりがいや魅力、大切さを広く町民にアピールし、福祉の仕事への理解・関心を深めていくことが必要です。誰もが住みなれた町づくりをするためには、一人一人が障がい及び障がいのある人々への正しい理解と認識を深める事が大切です。

本町では、広報活動を通して障がいについての正しい理解と意識の促進を図ります。また、町民の積極的な参加を求めながら、ボランティア団体、障がい者福祉団体などとの連携を図り、「ふくしまつり」や各種イベント等の内容を充実するとともに、啓発広報活動の推進に努めます。

<福祉課> **障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画**

**施策の方向** **5) 福祉の職場への定着促進****(必要な施策) ①キャリアパス制度の普及・啓発**

福祉人材は、地域共生社会の実現に不可欠な人材であり、その確保は重要な課題となっていますが、身体的・精神的負担が高いことや職場の人間関係への不満、給与が低く将来への見通しが立たないといった理由で、就職後数年以内に離職する率が他業種に比べ高くなっています。福祉人材の職場への定着を促進するためには、給与水準や労働環境の改善と併せて、専門的な研修や資格取得による資質向上とともに、将来の展望を持って職場で働き続けることができるよう、経験年数に応じた処遇が適切になされることが重要であり、このようなキャリアパスの整備が必要です。

本町では、処遇改善のための交付金事業や研修会等の活用を含めて、事業者による多様な人材に対応したキャリアパスの普及について情報提供を行います。

＜川崎町社会福祉協議会＞

**施策の方向** **6) 人権意識の普及・啓発****(必要な施策) ①人権意識の普及・啓発**

一人一人が幸福を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要です。また、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」など※の法律や条例が整備されています。

本町では、住民に対する啓発は、住民一人一人が人権問題について正しい認識と理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、施策の充実を図り、同和問題啓発強調月間や人権週間を中心に内容や手法に創意工夫を凝らしながら、講演会の開催や広報紙・冊子等の配布を行い、啓発活動の充実に一層努めます。また、町の人権施策の取り組みを住民により理解してもらうために、施策の透明性（公開制）の原則にのっとり、人権施策の啓発に努めます。地域における啓発は、町と地域が連携して行う人権問題に関する啓発及び研修会が地域に根ざした、きめ細やかなものになるよう担当職員や指導者の育成に努め、その啓発活動がより一層地域に密着したものになるよう努めます。

＜人権推進課＞**人権施策基本方針**

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律」「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」

**(必要な施策) ②福祉を担う人材への人権研修**

人権問題の特徴は、差別を受けている当事者がいることであり、人権施策を策定し、実施するにあたり、当事者の意見を聞くことが大切です。また、人権問題を扱っているN.G.OやN.P.O等の人権団体との協力が不可欠です。人権施策を推進するうえで、行政の主体性及び人権諸団体との連携が重要です。そのためには、人権諸団体と十分に協議し、双方が理解できるまでの対話が必要です。その際、大切なことは「どうしたら差別がなくなるか、基本的人権が守られるか。」です。地域福祉の推進に担う人材としては、社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員・児童委員などです。

本町では、町職員や教職員・福祉を担う人材等に対し、人権感覚・人権問題の見識を深める目的の研修を開催し、地域活動やまちづくり活動の指導的な住民を核とした人材（リーダー）の育成を推進します。

＜人権推進課＞人権施策基本方針、男女共同参画プラン

### 基本目標3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり

施策の方向 1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備

(必要な施策) ①関係機関の相談、情報提供体制の充実

老老介護や育児と介護のダブルケアなど、生活における問題は多様化、複雑化しており、様々な相談に対して適切に対応するため、相談体制・情報提供体制の充実が求められています。

障がいは発生を予防すること、さらに早期発見・早期治療により障がいを軽減し、その機能回復を図ることが重要であり、すべての人にとって保健、医療の充実を図る必要があります。本町では、健康に関する正しい知識を広めるため、身近な場所で定期的に健康教室を実施し、早期発見・早期治療を行うための正しい知識の普及啓発に努めるとともに、母子から成人、高齢者と一貫した保健・医療・福祉のサービスの充実を図ります。

＜福祉課＞障がい福祉基本計画、障がい福祉計画

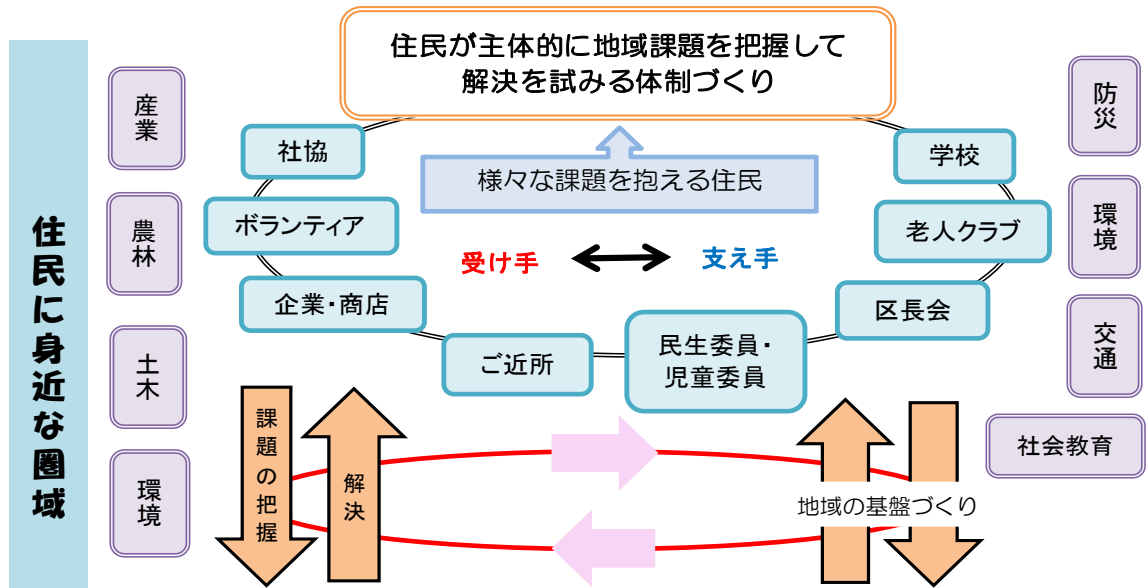
安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの推進に努めます。また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう、身近なところで相談しやすい環境づくり、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

＜健康づくり課＞子ども・子育て支援事業計画

高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく地域包括支援センターの業務は、包括支援事業全てと密接に関係していますので、十分な連携を構築していく体制づくりを推進していきます。

＜高齢者福祉課＞高齢者保健福祉計画

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制

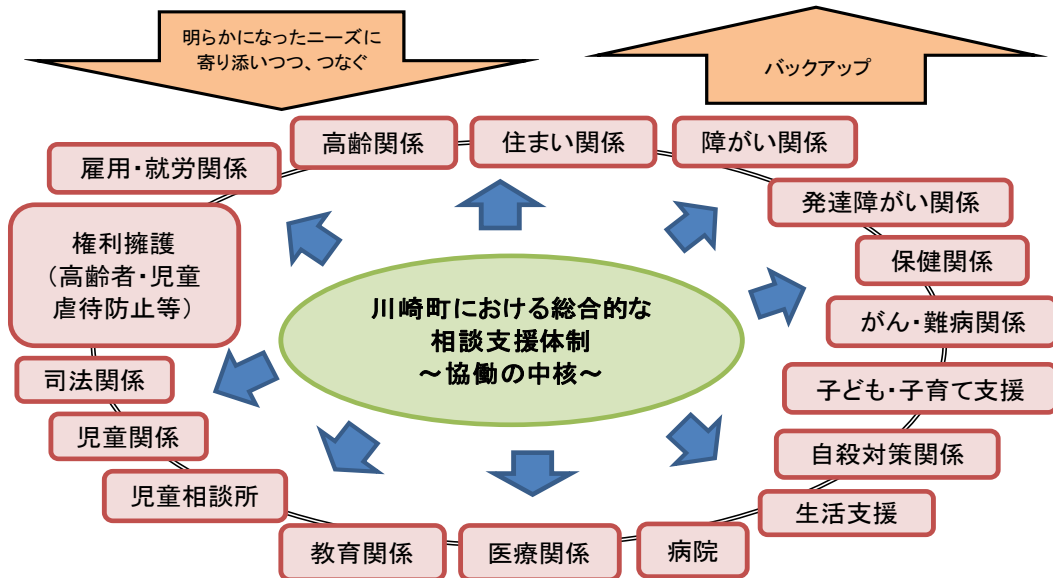


住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する

①他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能（社会福祉協議会等）

②「丸ごと」受け止める場…地域包括支援センター・地域子育て支援センター・子育て世代包括支援センター・社会福祉協議会等多岐にわたる連携体制が必要

川崎町行政機関等

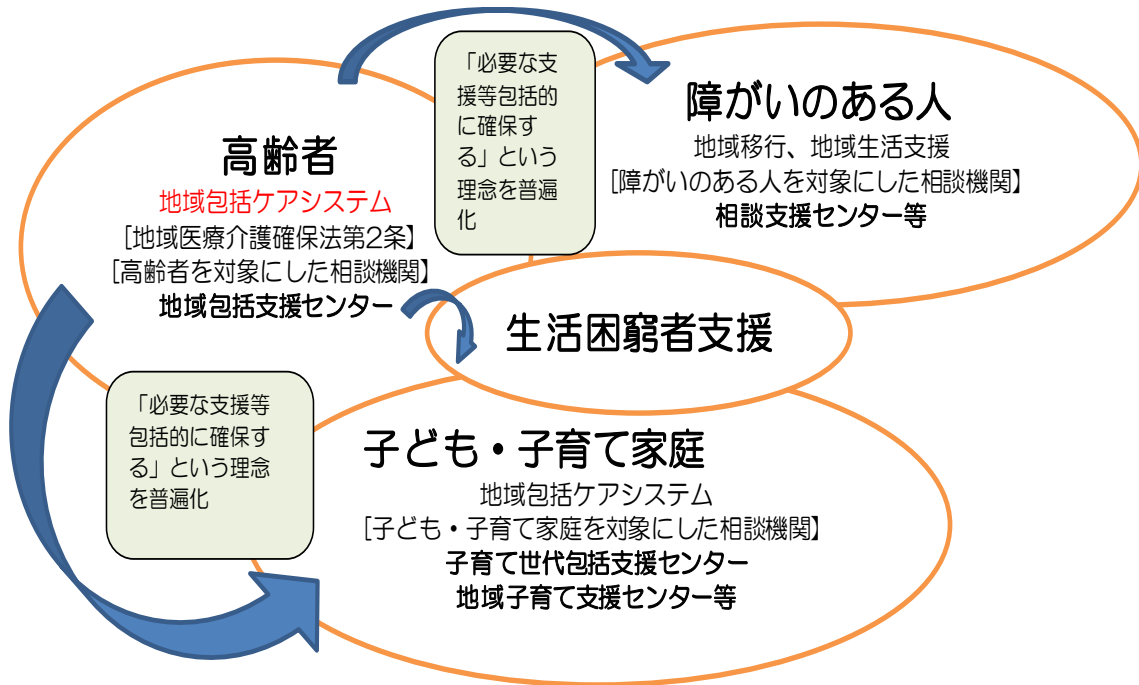


住民に身近な圏域において、様々な課題を抱える住民のニーズに『寄り添い』『つなぐ』ことを目的に、我が事・丸ごとへの連携体制として『川崎町における総合的な相談支援体制』として、課題を把握して解決するための支援を実施していきます。

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制となります。（法第106条の3）



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

地域における包括的な支援体制の関係性を図式化しています。多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築します。高齢者、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制を行います。その土台としての地域力の強化として、「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりが必要な取り組みとなります。

## 施策の方向

### 2) サービス利用における権利擁護の推進

#### (必要な施策) ①日常生活自立支援事業の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らすためには、その権利を擁護する仕組みが必要です。このような人々が地域で安心して生活できるよう支援することが重要な課題です。

本町では、川崎町社会福祉協議会と連携し、社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人々が、住みなれた地域で安心して暮らせることを支援する本事業を推進します。 <川崎町社会福祉協議会>

#### (必要な施策) ②成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為を援助する仕組みとして、成年後見制度があります。

本町では、身寄りのない認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等が成年後見制度を利用する際の申立てに関する費用について助成を行う事業を行っています。今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が予想されることから、事業の周知と利用促進に努めます。 <高齢者福祉課> 高齢者保健福祉計画

また、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の強化などを行います。 <福祉課> 障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

#### (必要な施策) ③福祉サービス第三者評価事業の活用の促進

福祉サービス第三者評価事業とは、福祉サービス提供事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することで、個々の事業者が事業運営に関する問題点を把握し、サービスの質の向上を図るとともに、利用者が評価結果に基づき、適切なサービスを選択できるようにするものです。本町では、様々な機会を活用して、事業者が福祉サービス第三者評価を適正に受審するよう促します。 <福祉課>

**施策の方向** **3) 分野横断的な課題への対応****(必要な施策) ①生活困窮者への自立支援**

生活に困窮する人の多くは、失業や病氣、社会的孤立、子育て不安など様々な課題を複合的に抱えており、その自立の促進を図るためには各々の事情に応じた包括的・継続的な支援が必要です。

福岡県が設置している自立相談支援事務所にて相談を受けています。本町では、相談者に対し、案内及び周知を実施しています。 <福祉課>

**(必要な施策) ②虐待などへの共通的な対応**

高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する虐待は、介護や子育てをしている家族などの養護者の精神的・身体的な負担が原因となっていることも多く、養護者への支援も必要です。また、施設などでの虐待は、職員への教育、職員の知識・経験に関する問題などが主な要因とされています。さらに、配偶者や交際相手からの暴力（DV）も深刻な社会問題となっています。虐待やDV（以下「虐待など」という。）は、重大な人権侵害行為です。

本町は、高齢者虐待への対応として、虐待を受けている高齢者や虐待を行っている養護者それぞれが、その人らしい暮らしができるよう、関係各課や関係機関と連携して支援を行います。また、施設従事者による虐待の通報を受けた際には福岡県介護保険広域連合や関係機関と連携をとり、事実確認を行った上で施設への指導及び入所者への対応を行います。 <高齢者福祉課> **高齢者保健福祉計画**

また、児童虐待防止対策を充実させるため、虐待対応を含む支援が必要な家庭の情報を関係機関で共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

<健康づくり課> **子ども・子育て支援事業計画**

**(必要な施策) ③住宅確保要配慮者への支援**

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、子育て世帯、災害の被災者、犯罪被害者など住宅確保に特に配慮が必要な人）は、今後さらに増加すると考えられ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることが重要です。

本町では、障がいのある人の公営住宅への優先入居を実施しています。今後とも、公営住宅の建設時には段差の解消や手すりの設置、車椅子仕様住宅など、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の整備を推進するとともに、グループホームなどの民間活力による整備を推進します。 <住宅環境課>

福岡県社会福祉協議会による生活福祉資金等低金利による貸付制度については、川崎町社会福祉協議会が窓口となり申請の受付を実施しており、制度の周知に努めます。 <川崎町社会福祉協議会>

**(必要な施策) ④就労に困難を抱える人への支援**

生活困窮者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯などのうち、就労に困難を抱える人の就労を実現するためには、求職者一人一人の置かれた状況、ニーズに合わせたきめ細かな就労支援を行うことが必要です。また、求人企業とのミスマッチを防ぐため、地域の求人ニーズに合わせた知識・技術を高めることが重要です。

高齢者の就労は、これまで培ってきた経験や知識を引き続き社会で有効活用し、また地方で高齢者の生きがいや自信の一助となるなど、双方向の効果が期待できます。

本町では、田川地区シルバー人材センターに補助金を交付し、連携・協働して高齢者の就労を促進しています。高齢者の雇用対策は、今後も対応が必要な課題であるため、センターへの助成等による支援を継続していきます。

また、**福岡県が実施する高齢者雇用に関する情報提供等の広報活動に努めます。**

＜高齢者福祉課＞高齢者保健福祉計画

障がいのある人に対して、公共職業安定所等の関係機関と連携・協力し、就労に関する情報提供や相談に応じ、就労への支援に努めます。地域事業主に対する障がいのある人の雇用に関する説明会等により、雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図り、企業の障がいのある人に対する雇用の理解と決定雇用率を達成するよう啓発・広報活動に努めます。＜福祉課＞障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

**(必要な施策) ⑤共生型サービスの展開**

「介護保険法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などの改正により、平成30年（2018年）4月から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人が共に利用できる「共生型サービス」が設けられ、障がいのある人が65歳以上になっても、これまで通り慣れた事業所でのサービスを継続して受けやすくなりました。

本町では、障がいのある人が地域の中で、自分らしく生活していくためには、日常生活における在宅福祉サービスだけでなく、自立のための訓練や就労訓練、介護を受けながら様々な活動のできる場を提供することが必要です。また、障害者総合支援法に基づく日中活動サービスや、多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの基盤整備を進め、共生型サービスを展開していきます。

＜福祉課＞障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

**(必要な施策) ⑥自殺対策の総合的な取り組み**

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺はこうした様々な悩みが原因で、心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であると言われています。人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。これを防ぐためには、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的連携を図り、総合的に自殺対策を推進し、町民一人一人が自殺を考えるほど追いつめられている人に気づき、支えあう社会をつくることが重要です。

本町では、平成30年3月、「自殺対策計画」を策定し、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進し、一人一人がかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。基本施策としては、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、町民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育、重点施策としては、勤務問題に関わる自殺対策の推進、失業・無職・生活に困窮している人への支援の推進、シニア世代・高齢者への自殺対策の推進により、自殺対策に取り組みます。

＜健康づくり課＞ **自殺対策計画**

**施策の方向****4) 苦情解決体制の整備****(必要な施策) ①運営適正化委員会による苦情解決制度の利用への支援**

福祉サービスに関する苦情は、まずは、当事者である利用者と事業者との間で解決されることが望まれますが、当事者間では解決できない場合もあります。

本町では、当事者間で解決できない場合の苦情解決制度として福岡県社会福祉協議会に設置されている「福岡県運営適正化委員会」の活用を周知し、福祉サービスに関する利用者などからの苦情の公平かつ円滑な解決を支援していきます。

＜高齢者福祉課＞

**(必要な施策) ②国民健康保険団体連合会による苦情処理業務の利用への支援**

介護保険制度に関する苦情については、福岡県国民健康保険団体連合会が、主に事業者や市町村では解決が困難な場合の相談窓口となっており、苦情処理委員会を設置するなどして、苦情の公正かつ円滑な解決に当たっています。

本町では、相談窓口を周知し、介護サービス利用者の権利擁護や介護サービスの質の向上を図る支援を行います。

＜高齢者福祉課＞

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

#### 1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

### 2. 協働による推進体制

#### 1) 町・社会福祉協議会の連携強化

本計画は、行政の「地域福祉計画」の推進を図るためには、社会福祉協議会との連携が大変重要な状況です。

そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と住民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

#### 2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や行政区長会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

#### 3) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、川崎町地域福祉推進委員会・川崎町保健福祉推進協議会において、中間年の3年で地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

## 【資料編】

### 1. 川崎町保健福祉推進協議会設置条例

平成12年3月17日 条例第2号

(設置)

第1条 町民の高齢者、障害者及び児童の保健福祉対策の推進を図るため、川崎町保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、町民の保健、福祉に関する事項について調査、審議し答申又は意見を具申する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健福祉関係団体の代表
- (2) 医療機関の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川崎町高齢化対策推進協議会設置条例の廃止)

2 川崎町高齢化対策推進協議会設置条例(平成6年条例第8号)は、廃止する。

## 2. 川崎町保健福祉推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

|     | 所 属                      | 氏 名    |
|-----|--------------------------|--------|
| 会 長 | 福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授  | 村山 浩一郎 |
| 副会長 | 田川医師会 社会医療法人療仕会松本病院 院長   | 松本 直樹  |
| 委 員 | 川崎町行政区長会                 | 下山 正勝  |
| 委 員 | 川崎町民生委員・児童委員協議会          | 谷口 眞澄  |
| 委 員 | 川崎町シニアクラブ連合会             | 手嶋 秀昭  |
| 委 員 | 川崎町赤十字介護奉仕団「ぎんなんの会」      | 松岡 久代  |
| 委 員 | 社会福祉法人すみれ育成会すみれアクティブセンター | 柏木 利一  |

(7名)

## 3. 計画の策定過程

| 期 日        | 内 容                   |
|------------|-----------------------|
| 令和6年 3月 1日 | ・川崎町地域福祉計画評価及び見直しについて |



## 4. 用語集

## ア行

|         |   |
|---------|---|
| ・ N P O | Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。   |
| ・ N G O | Non Governmental Organization（非政府組織）の略である。もともとは国際連合が国際会議に出席する政府以外の民間団体を指す用語として使い始めました。この中には営利団体（企業など）と政治団体（政党など）を除いた様々な民間の非営利団体（経営者団体、宗教団体、消費者団体、女性団体、労働組合、協同組合など）。 |

## カ行

|                 |  |
|-----------------|--|
| ・ かがやけ川崎応援寄付金事業 | ふるさと納税のことで、あなたが応援したい自治体に寄付ができる仕組みのことである。   |
| ・ キャリアパス        | どのような事をどれぐらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どのようなポストに就けるのかなど、キャリアアップのための道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。                               |
| ・ 共同募金          | 民間社会福祉事業を推進するための財源を国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。 |
| ・ 権利擁護          | 自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な人の代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。  |
| ・ 子どもの未来応援計画    | 川崎町に住む全ての子どもの夢と育ちを応援することを目的に、『すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたける、まちをめざして』を基本理念とし、子どもの貧困対策を総合的・計画的に推進するための計画である。            |
| ・ 高齢者疑似体験研修     | 耳栓や特殊眼鏡、手足に重りなどを装着し、75～80歳前後の高齢者の身体的機能低下や心理的变化を疑似体験するプログラムである。   |

## サ行

|         |   |
|---------|---|
| ・ 児童相談所 | 18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、家庭や地域状況、生活歴や発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて、子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。 |
|---------|---|

|               |   |
|---------------|---|
| ・社会福祉士        | 専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。                        |
| ・社会福祉法        | 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。 |
| ・社会福祉法人       | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられている。                     |
| ・身体障害者手帳      | 身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。   |
| ・生活困窮者        | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。   |
| ・生活保護         | 資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。   |
| ・成年後見制度       | 認知症、知的障がいがある人、精神障がいがある人などによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人などの援助者が財産管理などを行うことにより本人を法律的に支援する制度。                                    |
| ・精神障害者保健福祉手帳  | 一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。                            |
| ・生活支援コーディネーター | 別名「地域支えあい推進員」で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者である。                                    |

## タ行

|                   |  |
|-------------------|--|
| ・田川地区シルバー人材センター   | 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を基に、高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及び組織的に提供することにより、その就業を援助して高齢者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする公益目的事業である。 |
| ・第2期子ども・子育て支援事業計画 | 子どもや子育て家庭に寄り添った支援を充実することで、子育て家庭が子育てをしやすいと“感じ”、これからの支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望をもてるまちをめざし、基本理念は『川崎町に生まれて・住んでよかったと感じられるような子育てしやすいまちづくり』とした計画である。      |
| ・地域共生社会           | 「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。                                 |
| ・地域包括支援センター       | 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防などを総合的に行う機関、各市町に設置される。  |
| ・地域おこし健康づくり事業     | 子どもからお年寄りまで様々な世代の人々に楽しんでもらい、町民参加型の新たなイベントとして創出することで、これからの地域づくりの根本となる地元への誇りと愛着、郷土愛を育てていくことを目的とする。   |

## ナ行

|             |  |
|-------------|--|
| ・日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行う事業。 |
|-------------|--|

## ハ行

|            |  |
|------------|--|
| ・バリアフリー    | 高齢者、障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、様々な障壁を除去する考え方。 |
| ・パブリックコメント | 国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮し、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てること。  |

|              |  |
|--------------|--|
| ・避難行動要支援者    | 高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。                                      |
| ・福祉避難所       | 高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のための避難所のことであり、介助や相談などの支援、手すりや仮設スロープの設置など、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難所。                                    |
| ・福祉用具        | 電動ベッド、車いす、歩行器、杖、スロープなど、高齢者や障がいのある人の日常生活上の困難を解消、軽減するための用具のこと。   |
| ・保育士         | 乳児から小学校就学前までの幼児（0歳～6歳）を保育するために必要な保育士資格を持った人のこと。  |
| ・福岡県介護保険広域連合 | 平成11年7月に設立された地方公共団体である。福岡県内の33の市町村が力をあわせ、公平で安定した介護保険制度の運営を行うことを目的としたものである。連合内28万世帯、71万人という、全国でも最大規模のメリットをいかし、連合内の方々が常に公平な介護サービスを受けられるように努めている。 |

## マ行

|            |  |
|------------|--|
| ・民生委員・児童委員 | 「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、其々の地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ支援を行う。 |
|------------|--|

## ヤ行

|         |   |
|---------|---|
| ・要援護高齢者 | 認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。 |
|---------|---|

## ラ行

|             |   |
|-------------|---|
| ・療育手帳       | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。                        |
| ・幼児教育アドバイザー | 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う人のこと。 |